

監獄雜誌

第六卷第十號

目 録

- 論說……………(一頁)
 - 工談給與は強制差押如何に就て……………佐川 環
 - 監獄改良論(第三)……………(九頁)
 - 歐米監獄要録……………記 者 識
 - 在歐小河邊二耶氏より久米内務參事官への通信……………(十九頁)
 - 海外通信……………在米國 留 岡 幸 助
 - 監獄學に關する數則(承前)……………(二十五頁)
 - 教誨……………神戸教會牧師海老名彈正述
 - 講壇に於ける牧師(承前)……………北海 天福堂主人投
- 雜錄……………(三十頁)
 - 新設十勝分監……………在十勝監獄 佐村覺四郎述
 - 歐羅巴監獄……………ギストン府エス、セー、パールの 生
 - 在英國 寬 雲 生
- 雜報……………(四十一頁)
 - 人ほ生ながら、善なるを、はた、惡なるを。(續)
 - 巢鴨監獄落成式……………(四十九頁)
 - 從四位 園田靜親總監の祝詞……………(五十七頁)
 - 外十數件……………(五十七頁)
 - 問答……………(四十九頁)
 - 疑問。問題。留疑等外十數件……………(五十七頁)
 - 寄書……………(五十七頁)
 - 十數件……………(五十七頁)

警察監獄學會發兌

●教海叢書第四十五輯目錄

明治廿八年九月分

教 誨

學ぶへき教誨
玉不磨無光

在米 留岡 幸助
神戶 原 胤 觀

宗 教

吾らの罪如何にして赦さるゝや

ビリングス氏小傳

神戶 天福堂主人

伯爵山縣有朋君

東京 戸川 殘花

温故知新

水中に含める黄金 いと先生の墓

氏神と産土神

勸 話

問題と事業 二宮尊徳の母

雞

岡山 渡邊 望岳

犬

に、は、生

天の聲

福羽翁のいろは短句

清露

先人進影録

北條早雲

武田信繁

上杉謙信

織田信長

小早川隆景

監獄雜誌第六卷第拾號

論 說

●工錢給與は強制差押如何に就て

在監人の給與工錢を民事上差押ふることを得るや否疑問屢々雜誌に表はるゝも曾て充分の満足を與ふるに足るものなきを憾む然るに本誌第六卷第六號に於て浪々生の所論稍や正鵠を得たりと雖も内務大藏兩省指令に疑念を存せられたるは或は讀者を惑はしむる嫌なきにあらずと信す蓋し本問は治獄上大に關係を有するのみならず延て刑餘人に對し再犯豫防上に頗る影響を及ぼすべき事柄なれば宜しく研究して一定の主義に依る覺悟なかるべからずこれによりて聊か茲に卑見を具し識者の判明を請はんとす

夫れ工錢給與のものたる素と恩惠性質に屬すべしとは世既に是認する所曾て之れに反對者あるを聞かず而て其給與は法律に於て作業者の權利と認むるか將た無權的純粹の惠與となす給否の權は全然行政府に一任すべきものなるやとは一の疑問にして由來學者實際家の所見時に或は衝突を免れざるものゝ如し然れども是は之れ所謂立法論に屬し今此所に論せんとする問題の主旨にあらず是れ現行法規の主義既に確立しあるを以てなり故に本問に就ては唯現行法規の範圍に於て工錢は民事上の差押を拒絶することを得るや否を決せんとするにあるのみ去れば本論は須らく現行法規の成文と對し其意義を正當に譚究せば自から問題の可

否を判別するに至らん

然らば現法規は如何刑法第二十五條に曰定役に服する囚人の工錢は監獄の規則に従ひ其幾分を獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す但現役百日以内は給與の限にあらずと此法文に據れば囚徒工錢現役一百日の條件を付したる權利給與あること論を俟たず然れども其債權額並に權利實行の法方手續に至ては總て監獄の規則に服從せざるべからざるべし然らば監獄の規則は如何と云ふに監獄則第二十二條に重罪輕罪の定役囚及無定役囚其他徵治人刑事被告人等の工錢に對し作業者の債權額即ち給與の割合を定め而て監獄則施行細則第五十三條に於て右工錢は毎月首に計算して前月分の債權額を告示する手續を定む又監獄則第二十三條に於て作業者に與ふべき工錢は典獄之を領置すべしと規定せらる以上の明文に據れば一は債權の割合二は債權に屬したる金額の告示三は債權に屬したる金の領置方を規定したるものにして未だ債權者は其債權を實行し依て以て自己の所有權に轉歸したるにあらずるは第三の所謂作業者に與ふべき工錢とは既に之を與へたる工錢を領置する意義にあらずるを以て明かなり

然らば即ち領置の工錢は在監中作業者に給與し之を本人の所有とあしたるものにあらずして唯囚人は監署に對し一の債主權を有するものと認めざるを得ざるべし尤も監獄則第二十五條に依り父母妻子の扶助料及正當の費用に充つる場合又は監獄則施行細則第六十二條に依り食物購求費用に支出する場合はありと雖も這是獎勵上特種の處分にして囚人の請願を許容すると同時に債權者に對し監獄は債務の一部を履行したる次第あれば其餘分に向ては依然として監署之れが債務の負擔者に相違なく囚人は其債權者たるに過ぎざるなり然るに或論者は領置工錢とは所謂囚人に附與したる給與錢を典獄に於て領置すべき謂にして恰も入監の際携有したる所持金を領置するも同一彼は其間に區別あるにあらず然らざれば領置の名義甚だ穩當ならずと如何にも領置の名を附するは少しく穩かならざるに似たれども一旦經費の支出部より更訂し之を債務の別費途に編入せしめたる上は典獄に向て別に領置せよと云ふ何の不可あらんや要するに論者は領置金の内に寄托の性質を意味するものと混同一視の結果終に異論を唱へざるべからざるに至りしものあらん若し論者の如く領置工錢を目するに全然囚人の所有金なりとせば監獄則第二十三條の所謂作業者に與ふべき工錢とは何如かる工錢を意味するか殆んど解し難きに至る豈奇恠の條文あらざるや依之考ふるも工錢は在監中給與を受くべきものにあらざる則ち監獄則施行細則第二條第二項の場合釋放特赦假出獄等にて出監する際始めて給附せらるべきものにして全條の手續を履行し受取人より証印を徴せざる限は監署に於て當然義務の責任を負擔せざるべからざるものとす監署已に債務の負擔を離れざる以上は從て囚人は之れに對する債主權者たるに過ぎずして所有者にあらずること自から明かならん

然らば此債權に對し民事上強制差押を爲すことを得るや囚徒の工錢は民事訴訟法第六百十八條第六號の勞役賃報酬云々の範圍に屬すべきは世人の疑はざる所なりと雖も全條は債權を差押ふることを禁制したる法文にして既に受けたる給與金は毫も該條に關係せずとの論旨より往々異議を唱ふる者あれども工錢は既に論じたる如く勞役者出監時迄一の債權を有するに過ぎず未だ實給せられ自己の所有に歸したるものにあらずとせば此議論は殆んど謂れなきものに屬す

爰に最も注意すべきは本誌第六卷第六號に浪々生の疑問是なり氏は内務省に於て領置工錢は民事上の差押を拒むことを得と指令せられたるにも拘はらず大藏省は國稅意納處分件に付領置工錢の差押を拒むことを得すと指令せるは彼是矛盾恰も内務指令は大藏指令に依て消滅せり政府の方針頗に一變したるものゝ如く痛念せられたれども抑も内務と云ひ大藏と云ふ均しく是れ對等の官省にして一方の省令訓令又は指令を以て他方の省令訓令又は指令を減却せしむる權力なきこと官制に明かなり況んや本指令は双方矛盾したるものならざるに於てをや畢竟氏の疑念は假令性質を異にし一は國稅一は民事の訴權に關すれども強制執行の結果差押處分と云ふに至ては同一轍に出てざるべからずとの思念ならん豈夫れ然るものやらんや抑も納稅の義務たる特に憲法に示す所帝國臣民たる者の負擔すべき最大義務に屬し焉ぞ普通民事に關する義務と一視すべけんや國稅意納者を待つに一種特別の處分法あり且特に支配する官省あり然らば之に對する大藏省の指令は内務省指令と目から趣きを異にすること固より當然のみ豈矛盾するものやらんや尙且聞くところによれば内務省は大藏省指令の後に於ても領置工錢は民事訴訟法第六百十八條第六號に據り差押を拒むことを得と指令せられたる實例ありと以て工錢は在監中給與せられたるものに非ず唯囚人は債主權あるのみなるを推知すべし

●監獄改良論

(第三)

佐川 環

○方針第二

「コンプロゾ」は以國の人にして罪質學研究を以て頗る其名を知られたり至全体泰西の學者は未慮の境遇に運歩逍遙して新光景を見出すとを務むるゝ故に動もすれば宇内に雄飛して能く人を制せり則ち氏が罪質學に此の如く苦心せしは固より徒勞にあらず氏は本來學界の泰斗たるに疑ひあけれども若し罪質學研究の一事を欠かは恐くは今日の名譽は勿るべし吾輩亦敢て氏に謝せんとす

然れども氏が研究調査は概して形而下にあり有形象に偏するの癡見を胚胎し是が爲め犯罪を以て先天的に歸するに至る是れ往々學者の非難を免れざる所なり氏が研究の要領は形体組織の上に特異の兆候を有する者となすにあり例せば一種犯罪的形象として總て先天的構造は不正律にして比較的に顔の大ある耳の突起せる目の眇なる毛髮の密濃なるは皆犯罪的形象なりとす又放火及竊盜犯の類は常に黒髮密毛なりと臆定するか如き斬新なる一説なるが故に人の耳目を聳動するに足るも實を尅すれば尙未だ假定説たるに過ぎず泰西人士の思想は流暢圓活にして且事物の考證に富めるが故に確實なるが如しと雖一定の極所に進めは凝滯して甚た自由を欠くに似たり是れ「コンプロゾ」が罪質學研究の一事に止らず凡そ古今哲學(ヒロソヒイ)及一切の科學(サイアンス)皆一般の事狀あり吾邦人苟も彼等を先輩として諸學の研究に従事する上は隨分注意を要すべきことなるに吾邦の學者概して這般の事狀に淡泊なるは何ぞや是れ所云不染汗無智の所障に罹れるか學者の缺點と謂ふべし

然らば則「コンプロゾ」の説一向取に足らざるか同氏が三種原因は未だ充分の精査を盡さずと云ふの非難を免れざるも吾輩夙に之を賛成せり氏は犯罪の原因を以て天然と社交と政治との三者に結歸したり天然に關

する原因とは概して自然界に偶發する變化即是れなり社交に關する原因とは内外兩界に關する生存的環境の變遷即是れなり政治に關する原因とは國家的原因にして政治上の革命即是れなり以上三種は簡便なる研究方法にして然かも眞事實を發見するに容易なるものなり如し即是れに准して吾邦内界の事狀を推測統計するときは維新以后犯罪者の日増に多數を加へ漸く近年に至るに及んで一國の經濟に大影響を及ぼすものは果して底等の種因に傾向ありして又何種の原因には否らずと云ふことを調査し得べきが如し且夫れ吾邦人が監獄改良を計るに際しては殊更ら以上の三種原因に就て調査研究し官民孰れに主なる責任を帶ふべきや苟も責任の所在を明晰にして斯道の爲めに先驅開導たらんことを勸告するは實に目下の最大急務あるにあらずや然るに斯道に杞憂する諸士にして未だ此に銳意せざるは吾輩常に不審に堪へず

三種原因中第一第二は吾邦犯罪者を生ずる原因とあるもの第三者に比較して鮮少なりとす何を第一第二は第三者に比して犯罪の原因となる少なりと云ふや第一原因たる自然界の變化は昔來多少の現象なきにあらずと雖是れか爲め一國民の生計を顛覆し全社會の生を存害したるが如きは古來未だ曾て聞かざる所にして近年亦往々洪水暴風及地震等の爲めに社會人民の生命財産を犯し慘狀見るに忍びざるものありと雖唯一地方一局部に關する損害にして全國民の生命財産に及ぶことなく而して一地方一局部の人民に損害あれば却て爲めに細民の生命を長養するが如き新活路を生ずるの寄觀なきにあらず一方の損害は却て一部の利益とあるに至れり若し仔細に調査せば如何なる真相を見出すべきやは固より知るべからずと雖皮相の現象は殆んど得失相償ふ者の如し故に近年處々方々天然の變狀あるにも抱はらず是れが爲め犯罪數を増加せず却て

無賴の丁壯は新生命を得て犯罪の跡々たる表相を示すに至る是れ變則たるには相違なしと雖現象に於ては實に然るなり社交に關する原因は如何と尋ねるに開國已來事々物々舊態を化して新象を生し所云優勝劣敗生存競争の跡頻繁にして往々慘酷あるか如き者あるにも抱はらず是れとても全社會に影響して社會民の生存に必要な細胞發育を奪去ると云ふ程の現象あるを見ず守舊派の古老は苦情區々あれども所謂實を尅すれば彼此相償ふの事實決して虚しからざるなり何となれば吾邦の外交は一政團の原動力に停滯して未だ人民互相の交際を自由にせず概して外交幼稚あるが爲めに優勝劣敗生存競争の結果として未だ本邦社會に外交的慘狀を見るに至らず第一原因は最も輕微にして第二原因も亦影響する所甚た大ならず但第三原因に至ては巨潮の大勢多數人民即全社會の生存を攪動し國家の生命を革新したるを以て是れが爲め三百年の舊活路は悉く荒蕪となり社會的生存條件は一政令の下に破壊せられたるを以て父母凍餒し兄弟離散の慘狀を演出したり然れども吾邦一種の氣風あり所謂外國に比類なきものなれば國民は是を以て天命とかし唯々諸々たりし故に希有の大業を一朝に呵成して當時反動の成功を碍るものなりし若しも之をして外國に在らしめば必ずや數十百歳の勞を費やし血流れて海をなし屍積んで岳をかし漸く以て成功を見るに至ることならん吾邦獨り然らざるは是れこそ所謂萬國無比の國柄なるに因るか吾輩亦斯國に生れて斯盛運に値ふ何ぞ其れ幸甚たしきや

然れども唯奈んどもすべからざるものは事物眞理の法則即是れなり吾邦が列國比較なき速成的革命の目的を達したるに拘はらず歲月を経るに隨て社會に一種の現象を生し乍ち滅すれば又乍ち現じ漸く積んで社會

的病根とも稱すべき成形元を顯はすに至る是れ事物自ら法則あり其法則秩序を顛超してなしたる事業には所謂無理の二字を免れず是以て維新の革命實に列國比類なき大業を速成し社會の生命に劇變を與へたることなれば早晚種々様々なる障礙物の現出し來るは眞理自然の法則あり加ふるに爾來外交の頻繁なる社會の生命新々にして到るを以て彌舊活路を滅亡せんとに至る而して社會權は舉て中央首府に屬し皆是れ一政團の原動力に與るを以て社會人民は恰も小兒の如く父母の意思に因て殺活自在と謂ふの趣あり此の如き國勢二十年を経過し父母長養の恩義は實に重大にして畢生忘却すべからずと雖小數智識を以て多數を支配せしことされば恩惠の被る所必すしも欠遺なきを保すべからず凡そ社會民の生存には一定なる必要條件あり若し其條件に劇變を受ける時は忽ちにして生命に關す是以て吾邦維新風潮の撼搖する所函根の關門は其勢に倒れ三百諸侯封を辭して羣下に朝し次て四十萬の士族祿を返して各自生産の途に就かんとす是れ國民の生命に關して實に重大なりと謂ふべし犯罪を以て容易く論斷し了らは彼れ社會の惡種あり須らく惡種の發生現起するを待て撲滅を計らは足るべし警官勉むべし判官懈る勿れ而して司獄官は銳意周到行刑を嚴格にし制裁權を勵行せば足ると謂ふが如きに至りては敢て監獄改良を唱ふるにも及ばざるなり吾輩亦敢て辯を弄せんや然れども犯罪の發生原因たる複雑にして且深遠なり生涯の力を傾て研究討査すべき一大新學問なるにあらずや豈に容易く速了し止むべきものならんや而して本論の前途幽遠にして涅槃の岸尙未だ近からず左に統計を示す所以の者蓋し讀者を止息して倦厭を醫するの化粧品たらんか

日本の人口

在監人

百人に付

明治二十一年	三九、六〇七、二三四	六〇、七二九〇、一五三
全 二十二年	四〇、〇七二、〇二〇	六三、六六二〇、一五九
全 二十三年	四〇、四五三、四六一	六九、〇八〇〇、一五九
全 二十四年	四〇、七一八、六七七	七三、二五三〇、一七九
全 二十五年	四一、〇八九、九四〇	七五、九九〇〇、一八四

(未完)

歐米監獄要録

○在歐小河滋二郎氏より久米内務參事官への通信

六月十九日御認め尊書佛國公使館より回途相成り只今拜讀先以尊堂益々御清康奉賀候尊書意外に遲着致し候は或ひは印度洋の便ありしか爲めにも可有之亞米利加便は既に七月八日出の分接手致し居候兎に角久々にて尊翰に接し殊に近情詳細に御認被下難有大に心腸を述べ申候其後小生より數回差上候分はすべて御落手被下成義に可有之と奉存候

小生事當地着後未だ何れへも參り不申家居終日専ら佛國白耳義

等にて取調候件取り纏め中に有之儘か先便にも申進候通り白耳義にては政府の懸待一と方ならず大に取調の材料を蒐集仕り大分法螺の種相出来申候萬國會議の報告は當地に於て起草の上提出可仕積りに有之追て着手可仕筈に御坐候併し是れはナカ／＼骨の折れ候事に有之餘より無責任の報告も相成り兼ね頭痛に病み申候

佛國會議に於て通辨の義に付先例も有之副委員の名義を以て任命有之度旨曾根公使より内務大臣に照會相成り幸に承諾の旨回電に接し難有き仕合せと大に歎び居り候

最近接手の官報にて集治監官制并に典獄任用令改正の件承知致し申候北海道集治監をば内務の直轄たらしむること兼て希望する所には候得共今更ら改めて是れのみ改正するの必要も有之間敷く典獄任用令の改正は少くも吾々共一身の爲めには多少前進の道、相開け候義に有之區々たる一小天地に躊躇する吾々社會の爲めには多少の方便と被存候

三國同盟も此頃は何となく下火の方に有之候様相見へ申候少くも獨逸帝の失策は一般輿論の非難する所、新聞の調子などは何となく其拙を笑ひ居り申候魯國は不相變遷起に有之候由獨逸帝、英國漫遊の結果多少

政策を變するともあらんかなど一般に噂さいたし居り申候

井上伯は又々入韓せられ候様新聞の電報に相見へ申候魯國朝鮮公使の交迭等何となく意味あり氣に被存候魯國も小こしは腰を折り候には無之哉

當地昨今の新聞には伊藤山縣の兩伯、侯爵の拜受を御辭退申上げたる爲めに内閣に動搖生したり又一説には伊藤伯は侯爵を拜受するに決せりなど評判致し居り候

日英同盟論も追々其歩を進めつゝある様見受け申候歐洲も「ブルカリヤ」事件などで多少ごたつき居り候模様、佛國は「マダガスカル」事件の結果思はしからず西班牙は「キューバ」に手を焼き居り申候次第ナカ／＼歐洲聯合して東洋に手出しせん杯は思ひも寄らずこゝ暫らくの辛抱、旭旗の輝を八表に輝かすの機會今將さに熟しつゝあらんとす前途多望決して失望するとは無之大に勇氣を鼓して實力を養成候事專要と存候

右は御伺ひ旁々貴酬申上度乍末筆時下爲國家御自愛專要に存候

八月十六日

久米尊師台 侍史

伯林にて 小 河 生

○同久米内務参事官へ通信

拜啓時下益々御清榮御坐被遊候由奉恭賀候此頃は九州地方御巡回之趣新聞にて承知致し申候酷暑之時分殊に九州地方の御旅行御苦勞御察し申上候併し御健康は全く御恢復被遊候儀と御歡び申上候小生事も不相變瓦全、此頃は當地「モアビート」にて實務の研究に従事致居候萬事「クローチ」翁の懇切なる世話相受け仕合せ致し申候「モアビート」監獄ニテハ上等司獄官同様の資格を以て自由は何事も取調へ得るの特權を得晝夜とも自由に監獄に出入致し居り申候、此分にては小生の勉強次第にて十分の研究遂げ得らるべくと大慶に存し候、惣して獨逸政府は他國と違ひ外國人に對し冷淡なりとの事承はり居候處小生此度の研究に就ては至極懇切に有之非常に満足致居候間乍憚御安心被下度候

當地近況別に變りは之なく一昨日は普佛戰捷「セゲン」落城の廿五年紀念祭にて非常なる盛典を執行致し申候、此紀念祭に前後し普佛の關係は段々面白く相成新聞杯にては互に反目して下らぬ事を書立て大に敵氣を表現致居り申候、概して此頃普佛の關係は餘程平和を欠き候様子相見申候

警察の組織は如何にも概見する處完備致し候様相覺申候、前段申述へ候紀念祭當日の模様は恰うも我國の憲法發布式の當日の如くの盛況に有之、人出は蓋し憲法發布の當日よりも多く候様見受申し候にも不拘警察事故の少きこと驚くべく當日に於ける警察の能く行届き候事、實に感心致し申候、帝國皇帝にも警察

當日の働き榮へに付非常に御感ありて即日深更に及び特に警視總監をば宮中に御召しに相成り優渥なる賞詞を賜はりたる由にて總監は非常の面目を施こし翌日直に其旨を部下に訓示し、尙は一層職務に精勵すべき旨を諭告致し申候、皇帝の機智總監の利用、此邊の妙味は實に敬服、欽羨の至り、警察組織の益々完備する偶然にあらずと被存候

監獄も白耳義の監獄を見たる眼には壯麗は遙かに劣り候様に被存候得共華實なる管理簡潔なる組織、參考の利益は彼れにあらずして此れにありと存候、獨逸の監獄を見て始めて監獄らしき監獄を見たるの感有之申候

右は御伺、願用旁申進度吳々も尊嚴を犯し候段御寛恕奉願上候勿々敬具

九月四日

久米尊師台 侍史

小河 生

○同有松内務書記官へ通信

謹啓陳者爾來は甚た御疎音申上候處先以尊台益々御清康可被爲在奉敬賀候次に小生事不相變瓦全巴黎に於ける萬國會議の義も以御蔭先づ無滯任務相果たし候間乍憚御省慮可被成下候其後暫時同地滞在致し監獄數個所の視察を遂げ夫より白耳義へ廻り全地に於ても三週間程滞在の上研究致し數日前漸く當地に着致申候萬國會議其他各國監獄視察の景況は追て御報可申上候得共概略の義は時々小野田警保局長へ報告申上置候

間御承知被下候義と存候到る處規模の宏大なるには一驚の外無之、時々は是れではとても真似が出来得べからずと失望致し吾れながら、こんな弱ひ根生が出ては相濟まぬと心で心を責め候ことも不尠何様、實地見聞するに従ひ益々我監獄改良事業の前途悠々たることを悟り申候

集治監官制及典獄任用令改正の勅令拜讀致し申候北海道集治監を内務の直轄とせられたることは至極適當の御措置とは存候得共同時に中央監督部則ち警保局監獄課の組織を多少擴張せらるゝこと必要に可有之若し常設視獄官の如きもの御設定相成候はゞ尙更の事と愚考仕候中央監督の緩急は獄務の改良に最も少なからざる關係有之候こと申す迄もなき事に有之、要するに規則いぢりよりは須らく行政的活用法の講究、必要と被存候

佛國は理論に勝つて實際に敗れ白耳義は實際を主として理論を後にす然かも白耳義に於ては苟くも理想のある所殆んど一として之れを實行せざるはなし我國の現況、頗る佛國に似たるものあるを信す御高見如何可有之候哉

佛、白、獨、實見する所、監獄には必らず多少の兵備あり而して其監獄なるものは鐵と石とを以て嚴なるが上にも嚴を重ね如何なる恠力あり如何なる神通の妙智あるも監獄を破逸せんこと到底思ひも寄らぬことに有之兵備は愚が戸を締めさへすれば殆んど一人の番人たも要せざるものゝ如し吾々の眼には殆んど一も兵備の必要あるを見ず而かも尙之れを加へて層層を示す蓋し在監人をして根本的に破逸を斷念せしめんとするの方便に外ならざるべく健羨の至りに有之、之を我國今日の事況に比考すれば實に何んとも御話しに

ならざる次第に有之、地方到る所看守の不足を訴ふるに實に無理をあらぬことと謂ふべく然れども今日の策は徒らに看守の員數を増すにあらずして實効ある戒護の實力を加ふるにあり實効ある戒護力は則ち銃を肩にしたる兵備に如くもの有之間敷兵備擴張の今日多少、此迄に融通し得らるゝの餘裕も可有之少くも看守をして外國の警護に従事する者だけにても兵卒的に銃器を帶有せしめられ候様致度幸ひ出征より歸住したる熟練の軍人出身の看守も少なからざるべく一層の好都合と被存候

何れ其尙御に通信可申上候得共餘り御無沙汰に打過居り候間御伺迄申上度如斯に御坐候拜具

八月十九日

有松尊台 侍史

小河 生

○同木名瀬監獄課員へ通信

貴書並に坪井印南兩氏の芳書難有拜讀仕候先以て益々御清康奉賀候次に小生事幸に無事此頃は當地に滯留致し居申候御細書に依り監獄社會の近事詳悉致し奉多謝候變動の多きと共に一層御繁務と御察し申上候坪井印南氏宛にて差出したる書面有之候處右は多分同氏不在中に相届き候事と存候課長の後任としては浦學士來られ候由斯道の爲め慶賀不斜唯だ笠井學士の二の舞たらんことを恐れ申候小生當地滯留の義は稍々長引き可申と存候間御書面はすべて當地公使館小生宛にて御差出被下度當地にあつて僚友の書信を望むの切なることは大早の雲霓も暫ならざる次第に有之御繁務中に可有之候得共何卒時々御通信の勞を煩し度偏に

奉願上候印南氏の受信中に小生へ宛て新聞紙數部御送付被下候由に候へ共未だ到達不仕何れ其内には接手可致御懇情奉深謝候監獄の雜誌類は協會學會兩方とも其後更に接手不仕若し佐野氏に御面會の御序も候はゞ御尋ね被下度願上候

佛國及白耳義の監獄は數個所視察を遂げ申候一國內にあつても優劣の不同あること甚しく白耳義は比較的統一を得たるものゝ如し佛國と白耳義とは雲泥の差有之佛國は白耳義に比すれば殆ど一世紀も退歩致し居り申候獨逸にては漸く兩三日「モアビート」に來り概景を見物致し申候とらうしても我國の模範は此監獄に可有之と存候西洋に於ける監獄事業の近歩は決して單獨的ならずしてすべて關係的なり、寧ろ他の事業の近歩に餘義なくせられて關係的に進歩すると評するを可とす故に其進歩は基礎固くして永久なり決して一夜作りのものにあらず從つて之を研究すること頗ぶる錯雜ならざるを得ず

石川島へ虎軍侵入慘と謂ふべし一日も早く撲滅の効を奏せられんこと切望に堪へず監獄へ虎病侵入猖獗を極むるなどの事は夢にも外國に知らしめ度くなさものに候折角本邦監獄制度の整備を毛唐人に知らしむるを得たるの今日に候へば別して注意を要することに有之多數毛唐人の考へは監獄制度の改良は一概に監獄衛生の進歩を解するものゝ如く死亡が多いとか病人が多いとか言へば他を問はずして監獄制度の進歩とざるものと斷定するを常とす實際また西洋に於ける監獄衛生の進歩は驚くべし何卒我國も少くも此點に付ては一步を譲ることなき様致度候

石澤典獄に御面會相成候はゞ御依頼の「クロイチ、セーパツハ」母堂諸氏への御届けものは未だ荷物の巴黎より着せざる爲め贈付することを得ず何れ其内荷物着次第直ちに持參相届可申と御傳言被下度候巴黎より荷物を出したるは既に一ヶ月前なるに拘はらず未だ到着せずオンノ必要の小さき手荷物のみ持參致し候こと故目下甚だ不自由を感じ紙もなければ筆もかく着代への着物は、無之始末閉口致居申候有松書記官へは數日前一書差出置さ申候多分既に落手せられたることゝ存候局長へも何れ其内御通信可申上積り百數々御致聲被下度候浦、隔山等諸氏へも宜敷く奉願上候右は貴酬旁々申上度如此に候吳々も時々御書面の御惠投を渴望仕候多々

八月廿二日

木名瀬老兄 侍史

伯林に於て 岳 洋 生

○同監獄課員へ通信

拜啓各位益々御清康奉賀候坪井印南兩兄も此頃は最早北海御上使の御役目御濟ませ御歸京の事と御苦勞に奉存候監獄社會にも頻々變動有之候趣承知致し此分にては小生歸朝迄には大半相動き盡し可申と推察被致申候此中御送付被下候日本、報知、日々等の新聞紙、數葉正に拜受難有御禮申上候印南君よりの御書面に此他に尙ほ國民の友團珍等も御惠贈被下候被仰越候處此分は未だ拜受の榮を不得四首相待ち居り申候海外寄寓の身には第一の快樂は親友の書信と郷國の新聞との此二つに御座候何卒御讀み古るしの分にて不苦候間此後も續々御書面と共に御惠贈切望仕候小生も此頃は毎日「モアヒート」に通學致し居り申候萬事「クロ

「子」翁の懇切なる世話を受け仕合せ致し居り申候、故「ゼーバツハ」先生の母堂には未だ面會不仕候、是れは例の贈り物を入れ置き候荷物の巴黎より到着せざるが爲めに有之到着次第早速訪問可致積りに候、獨逸に來たらば少しく閑を得て何か獄事に關する御參考に足る事共相認め得らるべきことゝ想像致し居り候處却て多忙に感じ執筆の閑を不得之れに加へて例の筆不性の持病相生じ閉口致し申候然し其内大に奮發可仕候

昨日は當地普佛戰捷の二十五年記念の大祭日にて晝夜非常の賑ひに有之大に目を驚かし申候、之れを見るに付けても我國の事想ひ出し感慨胸に迫まり申候我國に於ては未だ征清大捷の大祝祭執行するに及はざるの今日、勝つて尙は祝する能はず、祝するにも尙安んずる能はずと云ふの境遇に在るの國民、豈に永く潜龍にして止むべけんや

十九世紀は日清の戰爭にて終結を告げ二十世紀は普佛の戰爭にて幕明きすべしとは一般の想像する所に有之或は之を事實に見るを得べきかと存せられ候併し十九世紀の仕舞には尙は一の最も面白き狂言の一と幕可有之かと想像否な切望する所に候

昨日の祭日には小生も市中へ見物に出掛け夜の十時過歸宅致し候處、家の前には雲霞の如くに人集まり消防組數隊啣笛數臺相詰め掛け居り正しく失火の模様には有之巡查に問合せ候處思ひきや自分の住む家のしかも自分の部屋の下に當る二階の一と間より失火候との事に有之大に驚き不取敢自分の部屋に駆け登り候處家の中は一向に靜謐なるものにて火事の景色は更に見えず、どの部屋にても別に荷物を片付けるまでもな

ければ何一つ騒ぐでもなし、家人に問へば火事は最早済みましたが火事と言つても部屋が違へば軒を隔つると同じことにて消防組は遅くも五分内には詰め掛けて參る故とても火が他の部屋に移り或は全屋を焼くと云ふが如きことはなし安心のものなりと其平氣なること實に驚くべく消防組織の完備、家屋構造の堅牢實に健全の至りに候

過日白耳義より内務省へ宛御送付致し置き候荷物有之、是れは粗末なる囚徒の製作品見本に有之折角貰つたもの故捨つるも惜く考へ御送り申候間若し到着致し候はゞ御受取り置き被下度願上候
右は御伺旁々申上度餘は後便に譲る早々敬具

九月三日

浦 君 坪井君
木名瀬君 印南君

各位 侍史

岳 洋 生

海外通信

●監獄學に關する數則（承前）

在米國 留岡 幸助

第二則 典獄人物論

監獄は國家的政治機關の一にして其良否は國の文野

を代表する所以なれば局にあるの有り責任の重且つ大なる今更論するまでもあきことなり、然れども吾人が此篇に於て特に典獄人物論なるものを掲げて以て當局者の猛省を請はんとする所以の理亦大に理由なくんばあらず、

監獄則茲に改まり、規程翕然として行はれ、事務整然として處理さるゝと雖、此れ則ち方法を書したる

までにて未だ以て其精神を貫徹せしものにあらず、抑々監獄を行刑主義より論するときは純然たる刑場なり、然而其半面たる人を薰陶する上より論するときは此又純然たる感化場と言はざる可らず、然而この兩極端を調和并行的する所以は監獄の學校と異なる所以にして、又舊稱牢獄と新稱監獄の異なる所以なり、懲罰は方法なり、感化は目的なり、方法たる懲罰を實施するに没々として感化を等閑に付するは良司獄官良典獄と言ふ可らず、古昔ローマは各市府町村の中心點にして天下の道路はローマを中心として築きしが如く、監獄の要は在監者の改良にあり、戒護も、作業も、肄業も、事務も、在監者をして改良せしむる所以の方法として是を使用すべきや論を俟たず、然るを甲監獄は戒護に重きををきて警守課長獨り意を逞ふし、乙監獄は作業に重きををきて作業課長獨り意を逞ふし、丙監獄は事務所長は獨り監獄衛生の重きを談して他の諸課を顧みず、教誨師は獨り教誨に得意にして他の諸課に重きををかざるは抑々亦一を知りて十を知らざるの論にして取るに足らざることを火を睹るよりも明かなり、吾人の希ふ所は監獄諸課は足を揃へ手を携へ以て罪囚改良てふ目的に向つて進むべき

吉田松陰曰はすや

嗚呼不愛世無才、患其不用才、待大識見大才氣之人群才始爲之用

と吾人はこの種の人物を典獄に望むや切なりと謂ふ可し、
語に曰く

誰が荆棘より葡萄をとり、蒺藜より無花果を採ることをせん、凡て善樹は善果を結び、惡樹は惡果を結び、………是故にその果によりて之を知るなり、

この數語は千古動かす可らざるの格言あり、不人物にして罪惡に浸染せる囚徒を薰化するを得ば、監獄事業も又易々たる業のみ、然れども實際は之と反するを如何せん、時運は回轉し來りぬ、監獄則日に改まり、建築漸次に改築せらるゝの今日、吾人は大に人物論を唱道せざる可らざるの已むを得ざるに際會せり、

全國を通して囚徒八萬、此れに投する國費四百萬圓、司獄官の多き數千を以て數ふ可し、而尙再犯以上の囚人百分比例の六十若くは七十ありと云ふ再犯者の多きは果して誰の責ぞや嗚呼果して誰の責ぞや、

にあらずや、然るに甲課に重きを置きて乙課を顧みず互に相反目して立つに至りては何を以てか監獄元來の大目的を達するを得ん、果して如此事實にして監獄内に行はるゝとせば諸員の責務を盡くすに欠典あるのみならず、是を管理する典獄の失當なる識者を俟つて後知る可きにあらざるかし、其れ典獄官たるものは全局に眼を放ち其托されたる職任を全ふするに務めずして可ならんや、

余は監獄の大目的を完成する機關即ち方法を講ずると共に此方法を運轉する司獄官の人物、殊に監獄全體を管理する典獄の人物に思ひ及ばずんばある可らず、死せる機械を運轉するに於てすら、其人を得ざればその機械巧妙に動かざるに況んや活ける人物をや、巧智詭計に充つる天下の犯罪者を化して良民となすに於ては、少くとも身を以て是を率ひる活ける人物即ち適任なる典獄を要するや明白の理と謂ふ可し、
生命は生命を産み、人物は人物を起すてふことは實に眞理として廣く承認せられたる語なり、故に人物起らずんば感化事業は到底その効を奏すべくもあらず、

人或は此が責に當る可きを論して曰く、出獄人保護會の設けなきは再犯者の多き所以なり、或は曰く感化院の設なきはその尤大原因なりと、或は曰く社會は監獄事業に同情せざるが爲にかゝる多數の再犯者を生ぜり、と余も又々する説に賛成せざるにあらずと雖その原因の重なるものは是を司獄官殊に典獄の人物如何に歸せざる可らず、文部省教育の實施に力を致し、教科書を制定し、規則を改正すと雖また以て吾人が希望するが如き道德を以て學齡兒童に施く能はざるは抑何ぞや、人物の欠乏是なり、德育問題は規則の改正や、條例の發布にて決せらるゝものにあらず少くとも人物即ち人を薰化するに足る活ける人物ならずは能はず、北米合衆國ボストン府の志士博士パロス昨年開設せられたる北米合衆國大會議の席上人人物に關して左の如く演説せり、

監獄管理上に於ても高尙有爲の人物を要することは明瞭公諾の事實とされり、然り監獄事業に必要なものは何物よりも人物なり、此れに優るの必要なるものあるなし、若し人智を盡し、人巧を極め、完美なる機關、宏麗なる監獄を建設するも、道

徳の要素欠乏するあらば凡の運轉動作は遂に失敗に歸せざる可らず、以是考之監獄問題は決して驟忽に機械的に解釋せらる可きものにあらず、と又モアビート監獄のクローチ典獄は監獄の長即典獄の人物に關して如何に言ひしぞ、老練博識のクローチ典獄はその名著監獄管理法に携に論述して曰く教育に必要な修練智能は又監獄事業にも必要なり、監獄の長即典獄は己が意のまゝに在監者の意志を容易く歸依信頼せしむるの品格を有せざる可らず、又事の苟も圓滑敏捷に運はざる時も是を迴復開通するの力量なくんばある可らず、此と同時に典獄は監内に行はるゝ万事を洞察するの眼光なくんばある可らず、語を換へて云はゞ監内には如何なることの行はれ居るか洞識するの明なくんばあらず、又典獄は如何あることを聞き得るの聰明ありて彼が眼底よりは一物も逸去し能はざるの眼識力を要す、然れども濫りに各課の事務に關係し、各司獄官の氣をして倦ましむ可らず、各自爲す所に一任しその爲さんとする所を安りに妨く可らず蓋し各司獄官は各その長所を有し居れば却て此點は典獄自ら

も尊敬してその特質を妨ぐ可らず、殊に上等司獄官に於て然りとす、然らば即ち彼等は悦んで其職務を全ふす可し、只に典獄の命令を待つて事を爲すのみならず各自爲さんとする所を自由になすべければあり、此と同時に典獄は緊要なる件んについては各司獄官と協議熟談す可し、此目的を達せん爲には日々の會談は尤も眞法なりと信ず、仮令撰決權は典獄自らにあるにせよ充分下僚と相談することは尤も大切なり、又典獄は常に司獄官相互の親睦如何に注目せざる可らず、蓋し翁如たる司獄官の親睦如何は監獄の目的を達するに於て大關係あればなり、(モリソン監獄學二百二十葉ヨリ二百三十葉)余は大にクローチ典獄の人物論に感服するものなり政府にある官吏の弊は動すれば權威を弄して事を處斷するの弊なしとせず、從て其傾向は機械的に流るゝの弱點あり、機械的に流るゝの弊は儀式に事を爲すの弊にして一時の責任を塞くに過ぎず、然れども典獄の職務は官吏中一種特色ある者にして、國家の法網に觸れたる惡人を化して善人となすの高尙なる

責務あるものなれば只權威を弄し、儀式に事を處したる位にては到底高貴なる職任は完ふせられたりとす可らず、クローチ典獄の論頗る余の意を得たるものあれば謹んで茲に引用す、

教誨師その人の責務にして是を典獄に責む可らずと、曰く然らず卑見は大に此と異なるものありて存す、之を比すれば

典獄は監獄の頭腦なり

我監獄文明の空氣を呼吸せし以來二十有餘年を経過し、その進歩は日に月に新にして、モグ休裁及法文の上より論する時は歐米の監獄則ち毫毛も劣る所あらざるべし、否劣る所なきのみならず一步を獨せりと言ふも過言にあらざる可し、然らば即ち再犯は減少し、監獄の大目的は到達せられたりと云ふ可きか曰く然らず、吾人は此を思ふとに筆を投して慷慨せざらんとするも得可らず、吾人の思ふ所をして憚りかく言はしめば我國の監獄は只外觀の改良にして在監人内部の改良にあらざること何人も否定し能はざる可し、監獄外觀の改良は金錢の多少を以て決せらるゝの問題にして強ち難事と而已言ふ可らざるものあり、然れども在監人を改悛するの改良に至りては、金錢や方法を論議して行はるゝものにあらず、少くとも適當なる活ける人物を俟たずんば決してこの種の改良を完成する能はざるあり、人或は余が説を難して曰はん、在監人の改悛如何は

教誨師はその手腕太く典獄をして果して監獄の頭腦たる以上は囚人改否の如何は頭腦たる典獄即その人の人物如何に歸せずして將た誰に歸せん、然而監獄の頭腦は即ち監獄の模範あり、抑々模範とは何をや、監獄を一ツの小宇宙と見做すときは典獄はこの小宇宙にある太陽なり、百物みなこの太陽を仰ぎ太陽に則らんとするは勢ひ然らざるを得ざる可し、然らば即ち典獄の一言一行吏囚間に影響する大なるも自然の數なり、是その模範たる所以なり、既に模範たる以上は少くとも一種の人物ならざる可らず、所謂松陰の『大識見、大才氣の人を待ち群才始めて此が用を爲す』の理も自ら茲に至りて明かである可し、彼典獄はこの小宇宙を運轉する長官なれば彼に識と徳とを要する又言を俟たず、また嘗て無識不徳にして長官たるものあるを聞かず、余嘗て日記の一節に典獄人物論あるものを草して曰

一大監獄の長官たる典獄は事物に長し、法律に通曉せざる可らざることを言ふも、彼は尙此よりも勝れて大なるものを有せざる可らず、抑々勝れて大なるものは何ぞや、典獄官の人物はなり、

政府の機關の一ツたる監獄には教育部あり、衛生部あり、戒護部あり、作業部あり、而又會計部あり、宗教部あり、而典獄は是等の何れの課に於けるもその長官なれば、典獄官たる者は何れの課にも等しく同情と利害を有せざる可らず、或課に重きを置き或課を輕んずるは長官たるものあらず、可きことにあらず、

戒護の要は何ぞや規律はなり、規律は罪惡に沈溺したる在監者の情性を矯正し并せて彼等を警戒防衛して社會の危害を救ふ所以なり、故に逃走の監内に起るは戒護部に於る一大耻辱なり、作業の監獄に設けあるは在監者の手腕を使用するの法及之を發達ならしむる所以なり、然而手腕の巧妙に發達するは彼等が出獄後正業に就く所以の基あり、かゝる目的にして達せられたりとせば犯

罪分子の大半は除去されたりとするも敢て過言にあらざるなり、衛生の監獄にある所以は何ぞや在監者の身体を衛する所以なり、否此よりも尙深き理由ありて存す、即ち不完全なる囚人の身体を發達進歩ならしむる所以あり、故に尤も進歩したる監獄は醫務所の直轄として練身課の一部あり、練身は以て不完全の身体を完全ならしむ所以あり、囚人の多數は身体尤も不完全にして諸部の發達甚しく遅れをればなり、

教育の設けある所以は何ぞや即ちその智識を煉達なさしむる所以あり、犯罪原因の一たるや無智無學あるにあり、教育は無學の分子を交鑄してその理性を發達する所以なり、

エルマイラ感化監獄一千八百九十三年の年報書中教育に關して云へる一節あり曰く開監以來六千五百十一人を收監せり此内教育に關する在監者の程度を分析せば左の如し、

- 無教育 百分比例の 十九
- かゝるに讀み書き 全 四十五ト六
- の出来るもの 全 三一ト八
- 尋常小學程度のもの 全

高等小學及以上の 全 三 ト六

○學識あるもの 全 三 ト六
此によりて是を見るも一目瞭然無學が犯罪の一大原因たることを、宗教の監獄にある所以は何ぞや、凡そ犯罪人なるものは道義感情に欠乏せるものあり、宗教は人間以上の靈物を崇拜する所以にして人間以上の靈物を愛する所以の理を以て同胞を愛せよと教ゆるものなれば、道義感情に欠乏せる囚人には尤も有力なるものなり、又宗教の教ゆる所は心意精神を清くすることを以てす、凡の犯罪は心意の清からざるよりして起るもの多し、宗教はこの點をますに於て尤も力ありと云ふ可し、此れ宗教の監獄に必要なる所以なり、會計の監獄にある所以は何ぞや、會計は監獄をして運轉せしむる所以の本原なり、此機關にして一朝停止せば蒸氣機關の蒸氣力失ひたる如く前事蔽塞せざる可らず、故に會計の局に當る人物は清潔潔白の士を以てせざる可らず、殊に此が總轄に責ある典獄は無慾純白の人物あらざる可らず、然り而典獄に肝要なるものは以上陳列したる諸機關を統一運轉する識力と更囚の間に介立して彼等

をして満足に勤務服役するの徳力は是れなり、典獄官は一種風變りの教育家、慈善家、行政官なれば其徳や高く、其識や深からざる可らず、其故に荷も典獄にして更囚間に徳の名聲なきことは其餘は言ふに足らざるなり、

以上陳述したるものは嘗て日記に録しをさたる典獄論ありき、吾人は既に典獄の人物論につき言はんことを欲するものは言ひ盡したりと信すれば、殊更に冗長の文字を臚列するを好まず、願くは吾人が理想する典獄官我監獄界に増加し、犯罪の減少、在監人の改良愈々進んでその効を奏せんことを、此目的にして達せらる以上は國家万歳を祝するも其聲や又早計に出でざるを信するなり、出でよ典獄、成せよ斯事業、

教 誨

●講壇に於ける牧師 (承前)

神戸教會牧師海老名正述
北海 天福堂主人役
(四)講壇上の言説たるや明了確實なるを要す、牧師

は其知る所を知るとし、其知らざる所を知らずとし、其信する所を信するとし、其信せざる所を信せざるとし、其行ふ所を行ふとし、其行はざる所を行はずとせよ、講壇上の曖昧として確實ならざる、偶俗人を籠絡するに足るありと雖も、識者一たび之に接せんか、君子一たび之を聞かんか、嘔吐せざらんと欲するも得んや、講壇に立つ者辯護士を學ばんよりは、寧ろ判事の宣告を學ぶべし、況んや坊主の經林論叢に隱見し唱號念佛の状態に效ふことをせんや、基督の言説を視よ其明々白々なる、火を觀るが如し、毫も其言語を曖昧にせず、時ありては、比喻を設け、奇言を吐かざるおきにあらざる也、我れ篤く我心靈の實驗に忠あり、焉んぞ人の徳を建ると謂ふて之を曖昧に説き去ることを得んや、宗教改革家の説教と近來牧師の説教とを比するに其相經庭せること何ぞ其れ遠きや蓋し前者は其心靈の實驗に忠實なるが故に其言説や眞率あり、眞率あるが故に明白あり、明白なるが故に確實なり、後者は人情を推測するに汲々たり故に其言説や迂回す迂回するが故に曖昧なり、キリスト曰く爾は神の事を思はず人の事を思へ

りど、古今言説の相違ある一に此に出たるが牧師若し最も神聖なる我本心に發して至聖至善なる神明に接對し莊然として兄弟姉妹の神聖なる良心に認ふることあらんか、焉んぞ其言説をして確實明瞭ならしめざるを得んや
(五)キリスト豈に一個の宗教家からんや、豈にキリスト教て一宗派の祖師たるを企望せしならんや、豈に又基督教會の首石たるを祈願せしからんや基督は世を救ひ人を導き世界を風靡し以て神國建設を企圖せしに非ずして何ぞや、凡そ講壇よりキリストを説く者神國の建設に活眼を開かずして可からんや、講壇は至誠の動く所敬虔の發する所あり牧師の説教は文學技藝の鹽たるべく社會萬般のパンゲキたるべし、今の牧師に不幸にして猶太の古典學と教會史と組織神學との研究に、其十二分の腦漿を絞られたれば、其言説する所たるや僅々宗教の一局部に止らざるを得ず宗教の大精神をして社會萬般の鹽たらしむるに至りては、遠く猶太の豫言者に企て及ばざる所あり、偶々公明なる政論を持出するものあれば之を責めて講壇の神聖を汚すといふ、講壇に於て猶太未開の律法を讀むことは人之を怪しまず、近世文明の憲法を

讀む者あらば人之を怪せせん、猶太の政談演説集は之を朗讀すべくして近世の政論は之を朗讀す可らずとす、石にて人を殺すべしといふ野蠻の刑法は之を誦すべからずとす、嗚呼是れ何の謂ぞや、リッコンの奴隸廢止論の如き横井小楠の夷慮應接大意の如き、何ぞイザヤの政論と異なることあらんや、神豈に宗教のみの神からんや、亦諸學科の神にあらんや神豈に太古猶太國のみの神ならんや、亦近世萬國の神にあらんや、神豈一個人の神からんや、亦國と家との神にあらんや、然り神は天地萬有の神なり、然り而して講壇をして偏に信仰條目の釋義、古典學研究の専有たらしむ、是れ宗教家の罪にあらずして何ぞや、今の牧師は古への豫言者の罪人なりと痛責する者あるも、偏僻管見の人にあらざるよりは、誰れが之を辨するに苦しむざらん、不幸にして此に至りたるは其起因する所甚だ遠し、故に牧師は政事に暗く、社會に疎く、十字架上のキリストの外我れ之を知らずといふを以て其名譽となすに至る、プロテスタント教と雖も之を改革する能はざりき、今頼に牧師をして昔時の豫言者を學ばしめんか、盜を捕へて繩のふに似たり又近世は専門家の時代あれば昔時

の如く一人にして万科を兼任することは到底行はれざる所なり、牧師をして百科全書的たらしめんは策の得たる者にあらんや、然りと雖も、牧師にして神は万物の主にして人事の宰たるを認識せしめんか、豈に講壇をして社會の片隅に安置することを爲さんや、必ず之を持來りて社會萬般の中心たらしむべし、講壇は至誠の動く所敬虔の發する所なり牧師若し此正氣をして人間萬般の生命たらしむるを主眼とせば亦以て神國建設の一兵卒たるを得べきか、講壇をして天地萬有の主、人間萬般の神に捧げよ、區々たる小偶像に聖別すること勿れ
(六)講壇は國民教育の爲に設けらるべきに、うたてや極樂往生の諭告壇とはありはてたり、國家活氣の發する所いづしか極樂往生して遺る物は骸骨のみなり、若しこの講壇をして其固有の目的に従ひ、國民教育に當らしめんか、其感化力は實に大なるものあるべし邦家の教育豈に小中大の三學校にのみ委任すべけんや、其影響する所甚だ狹少にして到底大國民を造るに足らざるあり、尋常小學に入る者幼少にして供に國家の大事を語るべからず、高等小學を卒業する者亦甚だ多からず、況んや中學をや、大學を

出る者に至りては我同胞四千万の方が一にも及ばざるべし、又人間の教育は命を致して止む、豈に學校に出入する時のみならんや、現今我邦國民教育の如きは三學校の外に陸海軍あり、新聞雜誌あり、亦善良なる著書ありて、其功固より少からずと雖も、婦人の如きは一刻たりとも軍人たるを得ざれば亦其忠君愛國の道を修養するを得ず、教育は然らず老弱男女の別なく毎週一日皆盡く必ず相會して、天地人道の講演を聴聞するを得、豈に國民教育の一大機關にあらずや、米國諸教會の如き、夙に活眼を開き天地の公道に基き、奴隸廢止論を主張せしならんか、恐らくは南北戦争の慘劇を免るゝことを得しからん、數十万の生靈を殘さず數十億の費用を消耗せずして、國民の大目的を達せしならん、講壇稍其時機を失して、醒覺せるにも關せず、其奴隸廢止の義舉に與りて力ありしことを待たざるなり、登壇の牧師豈に我國をして神の國たらしめ、我同胞をして神の選民たらしめ、我君をしてミシヤたらしむるを旨とせずして可ならんや、イザヤ歌ふて曰く

エツサいの株より一つの芽いで、その根より一つの枝を以て、實をむすばん、その上にエホバの靈

どゞまらん、これ智慧聰明の靈、謀略才能の靈、智識の靈、エホバをその靈なり、かれはエホバを畏るゝを以て歡樂とし、又目見る所によりて審判をささず、耳きく所によりて斷定をささず、正義を以て貧しきものをさばき、公平を以て國のうちを卑しき者のために斷定をなし、その口の杖を以て國をうち、その口唇の氣息をもて、惡人をころし、正義はその腰の帶となり、忠信はその身の帶となり、おほかみは小羊とくもやどり、豹は小山羊とくもにふし、犢を以て、肥たる家畜、ともに居てちいさき童子にみちびかれ、牝牛と熊とはくひものを共にし、熊の子と牛の子とくもにふし、獅はうしの如くわらを食ひ、乳兒は毒蛇のはらにたはふれ、乳はかれの見は手をまひしの穴にいれん、斯くわが聖山のいづこにても害ふ事なく、傷ることおからん、そは水の海をればへるごとくエホバを知るの智識地にみつ可ればあり

其忠君愛國の熱情至れりと謂ふべし、講壇の教師をして能く之を學ばしめんか、我邦亦豈にイザヤエレミヤおからんや、是れ我救主キリストの聖旨にあらざらんやキリストは其公明正大なる靈氣を以て天下

國家を支配すべきなり、彼れをして我忠君愛國に衝突せしむるが如きは、是れ蓋し靈のキリストを變じて、肉のキリストとなし、ナザレの預言者耶蘇を説かずして、猶太人の所謂政治的キリストと思惟するが故なるべし、眞のキリスト豈に虚名を好み給はんや其靈の働く所、是れ其國にあらずや、仁義の行はるゝ所、是れ其尊敬せらるゝ所にあらずや、忠孝、慈愛、國と世界との外に居てキリストを尊敬せんと欲するが如きは是れ、キリストを偶像視するものにあらずや、キリストの品格と精神とをして君主臣民の精神とならしめんか、實に君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり、夫夫たり、婦婦たり、家々たり、國國たるを得ざらんや、是れ眞にキリストの尊敬せらるゝ天國の建設にあらずや、故に國民教育を任するはキリストの王國を建設するものなり、後者を建設せんと欲する講壇の牧師、當に國民教育を任すべきにあらずや、如何に頑陋なる教會と雖も壇上舊約書を朗讀せん限りは、須らく牧師をして預言者的政論家たらしめよ、是れ蓋し神國臨格、聖旨成るを得るの方便あればなり

(七)以上枚舉する所を修養するには、固より深遠高

大の天真に基くべきものあれば、其之を講壇より開陳するに當ても、亦區々として一局部に執着すべからざるは論を待ざるなり、若し牧師をして區々たる一局部に着眼せしめんか是れ宗教の大精神を亡するものなり、壇上をして天地の蘊奥、永遠の神殿より混々として沸出ることを覺知せしめよ、聽衆をして牧師之言を言ふにあらず、上天之言はしむることの感に入らしむるに至らん、彼の滴々として流れ落ちる清水、其水底淺しと雖も、其源流は高大なる山中よりするにあらずや、山中の水源豈に亦此處に止らんや、天上雲深き所にあるにあらずや、然かし其由來なる所、更に之より甚しきものあり、億萬里外の太陽之を洋々隆漈なき冥海より酌來るを想像せよ、一掬の清水豈に高大無邊の源泉にあらずや、登壇の牧師は此一掬の清水なり、彼れ能く之を意識せば、豈に猶太の豫言者に及ばざらんや、必ずエホバの宣託、我父の教示、主曰く、聖靈曰くの心底を感發するに至らん、是れ講壇に於る牧師の力にして政談演説と學術講談と其性質を異にする所なり更に語を縮めて之を言は、登壇の牧師か人をして永遠の神靈を呼吸せしむるにあるか

(完了)

雜錄

●新設十勝分監

在十勝監獄醫

佐村覺四郎述

○創業

當分監は本年四月一日の開廳にして此創業は遠く明治二十五年六月にして始め大津の河口より帶廣間十三里の道路を開鑿し續て分監の建築に及び此工事は専ら釧路分監の事業にして爲めに工事中は釧路は一層の繁忙ありし當十勝分監は諸事新規模にして一部は雜居祠一部は分房制なり已に階級法を實施し當新監は第一監第二監と兩翼に併立して十字形の最も進歩改良の建築あり今日未だ殘工事中内外多端日を以てすして完全せしめかば實に一見良獄たるの點に至らん今其一斑を書して參考に供せんとす

○位置

位置は本道中多く比類なき廣原實に入億万有餘の坪を有する東部一高丘地にて周圍は樹林其中に高梁を俊架し土地は高燥天與の地盤廓ありて自然に土垣を成形し想ふに太古の城趾からん歟十勝は「アイヌ」の

又粘着力あるに由て練瓦を製出す將來の工事に大に辦理を與ふるならん

○水利

水利は地底一丈五尺にして到る所清水を湧出す殊に分監の上に於て天然の溜水場ありて之れより水道を誘導し其辦理あること云ふを俟たず又全野大川の外小河を通過し低地は水田に化す試作の結果已に昨年は内地全様の米穂を得たり美事移住の拓殖地あり此水利は全野を涵養し用水至便と云ふべし又近郊温泉の湧出する所少からず

○運輸

當地の運輸は現今已に水運駄馬運の二様に由り冬期は馬橈あり未だ邊陲を免れざるも將來十勝川に汽船を上下し陸に鐵道を架設するときは實に至便と云ふべし

○氣候

氣候は概して温暖にして寒暖冬期は一月より漸く嚴冬となり零下八九度に下り二月三月中は時々零下に下り四月は平均三十五度なり五月は已に暖氣を催し釧路の比にあらず是れ全く地景に據るものゝ如し五月は已に耕耘を始め又原野は青色を滿ち各種の野草

部落多く肥沃の原野にして東南は平原遙かに樹林を望み北は「ヲトフケ」山あり真に類似の富士をかし白雪を頂き西はサル、山脈其嶮峻屹立雲間に聳て其絶景ある后世は北天の一銘所と呼稱するならん實に人心をして其他を分たしめざるの土地と云ふべきなり

○面積

原野の總計は殆んど八億万丁歩に誇り其内或は平野或は高丘又河川を通じて利水の辨あり耕耘牧畜建築等屈強の面積を有せり高丘より滿野を眺望する時は其視線の及ばざること遠し

○地勢

地勢は極室北見釧路と殊なり樹林の光景は内地に類するを觀る西北にサル、「ヲトフケ」の二山を負ひ東南は海に面し大津河口より殆ど十三里平山吻麓相連りたる處に新道を設く一轉左折すれば廣漠たる別天地の光景あり此原野無數の小河を注く本流は二大河となりて遂に大津河口に注き其流勢は船を浮ぶるに適す未來汽船を舶せば其辦理真に思ふに足る

○土勢

土勢は粘着力を有し其中或は黒色ありて菜地に適す

は花實を以て滿ちたり未だ人跡の至らざる處豈遺憾に堪へざるなり

○分監

分監の敷地は凡そ四万八千三百八十坪にして其建築は事務所、炊所、監房、病院、教誨堂、浴場、操檢場、各倉庫、擊劍場、工場、留屋、醬油庫、鍛冶工場等にして凡そ七千餘坪あり官舎は其東隣にして一大渠溝に由て之を隔て通聲せず其敷地三万三千七百八十五坪にして家屋敷地大に餘裕あり衛生上の最も主眼とする所あり凡て敷地は方形にして正面は東南に面す其上階より各家屋を注視するときは一睨して各囚人の動作を認むるは進歩の建築と云ふべし監房は清潔にして日光を注入するに適す非常の際一機を動かして全監一齊に開扉す監内は空氣の疏通は天井の機に由ても之を行ひ日中は各窓の開閉に由て空氣を清良ならしむ又床下は氣口を通じて土質を乾燥せしむ此建築あるにも拘らず間歇熱の未だ減せざるは其原因は構内にあらず構外の出役囚にあり監の建築に至りては完全と云ふべし單に評を下すときは木造の練瓦工事と云ふべし監獄の衛生に至りては余は寧ろ練瓦に優るを保す殊に良材に於てをや

○囚徒

現今の拘禁囚人其數一千三百三十人にして無期、懲役終身、十五年、十四年、十三年、十二年のものにして（洗刑なし）未だ創業周密の調査を終らず創業より開庭前の死亡を調査するに左の如し

廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	合計
-----	-----	-----	-----	----

[illegible]

四、五、六月表

	傳染性病	發育不良	皮膚及關節病	骨及關節病	血行神經及五臟病	呼吸器病	消化器病	泌尿及生殖器病症	中毒性外傷	合計
舊患者	五	二	一七	八	一四〇	一九	四八	三		二四二
新患者	七八		三四	九	三一五七	二一	六七	五		三七〇
合計	八三	二	五一	一七	三二九三	四〇	一一五	八		六一二
治療日數	七二三	三七	五九三	三〇六	三九四、一〇六	六八九、五九六	一〇〇			八、二九九
全治者	五四		三二	四	二一五八	一九	六三	三		三三五
死亡者	一	一			二	二	七	二		一六一
未治者	二八	一	一九	一三	一三三	一九	四五	三		二六一

髮死(溺死)	一	三	一	一	四
神經系病	一	二	六	四	一二
心症器病	一	一	一	一	一
合計	三	一三	一四	一三	四三

(備考)創業より開廊前に係る分は年々釧路分監の年報に含有するに由て右の死亡表を作て當分監の創業死亡たるを觀る神經に死亡の多きは創業中伐木の爲め頭部等の打撲に由り多くは腦振蕩の爲めあり消化器は多くは慢性の胃弱にして呼吸器病は氣管枝病及肺の結核あり

開廳后三ヶ月表は左の如し

右の表に就て觀るも其患者の最多數は神經、五官器にして次に消化器病なく其死亡の多數は消化器病にあり即ち食物との關係を離れざるを知る四人の食欲たる實に意想外にあり故に消化器病の四人に多き左の二因にあるものゝ如し

(第二) 躰格の不相當に食糧を需むる者例すれば丙種の躰格を有して甲種に出役過量を用ゆると

(第二) 丁種のもの常に工場に坐作して身体の運動不充分的ものにあり現に入病監統計に由て觀るに消化器病の工場坐作囚に多きを觀る今回肺格検査の結果に由て殘飯の減少せし如きは監獄の經濟上其効を觀るに至れり

○食糧

囚人の食糧は概して云ふときは社會平均の最下級の度を以てするも一盃の實體より云ふときは一時に多量の經費を以て購入するに由り割合に上等の食糧を製出す然れども當地方の如き邊陲にありては比較的に其食糧に困難を生ず現に最近の（開廊前后）品目は味噌、大根漬、若芽、干鰯、大豆、鹽藏の鮭、馬鈴薯、牛蒡、人參、生大根、切干、「カスベ」、「キャベツ」、莖蒻

南瓜、干鰯、野生疑冬^{わらべ}等にして其大部分は鮭鱈なり昨年八月より本年六月頃の食糧の原品にして時々肉類を調理するとあるも此等は誠に少量と云ふべし食糧の營養に關する今云ふを待さるも爰に一言せざるを得ず他にあらず食糧と云ふときは人々單に滋養物とのみ着眼するも然らず食物は身体の割合に攝るが衛生の肝要なるに囚人の躰格検査不完全の爲め躰格相當の食糧を取ると云ふ點を欠く例すれば囚人の躰格を甲、乙、丙、丁、に區分して其動作の食糧の定度を定むるは監獄衛生の主要なるも當監の創立に當り各所に散在せる役場に醫士一人以て全般に當る倒底周密の検査は及ぶ能はず今回全囚の躰格検査を遂ぐるに甲種三二〇乙種四四五丙の上二四二右の下種二二、丁種に屬する一四七人検査中一五四、にして之れに八合より五合に至る食糧を躰格相當に給與するときは其消化器の減少を觀るは期して待つべきあり

○痘瘡

痘瘡の調査は監獄に最も必要にして一朝監獄に發生するときは不斗の經費を要するに由て未發に之を防ぐの急務ある今天然痘を調査するに五百八十三人

○痘瘡

痘瘡の調査は監獄に最も必要にして一朝監獄に發生するときは不斗の經費を要するに由て未發に之を防ぐの急務なる今天然痘を調査するに五百八十三人

あり幼時或は他監獄にて種痘善感のものは三百八十人未詳者三百七十人あり今回天然痘を獲すの他は悉皆種痘を施し其善感及不善感は目下調査中にあり又左に現今の疾病を調査するに

類別

合計

傳染性病(間歇熱一五、梅毒三、〇)	一八
營養器病	六
皮膚病(濕膚)	一五〇
骨 (骨折)	六
呼吸器病(肺結核一〇、〇 喘息四)	一五
血行器病(心悸尤進三、瓣膜不全閉鎖一、〇)	四
神經五官器病(精神異狀三、半身不隨)	二六
消化器病(慢性胃加答兒二〇、〇痔疾五、〇)	二五
瘰 疾	一〇
合計	二五〇

(備考) 濕疹に多きを觀るは外役事業中衣服洗濯の不十分に起因するからん今年春の如きは眼病多發して一時は百人の眼病を生ぜしも専ら治療に従事して現今は已に其根を絶てり始め夜盲に陥り角膜潰瘍となりて多數の患者を出せり實に監獄の衛生は一日も欠くべからざるものあり

●歐羅巴の監獄

ギストン府 エス、ゼー、バーロース

在米國 莫 雲 生

會長并淑女紳士諸君、本會の幹事足下は人を強制説服する事頗る巧みなりと謂ふ可し、余の當會に着するや否や、直に余の喉を執へ強請して曰く、貴下本會に負ふ所あり必ず之を辨償せざる可らざるあり、されど本會の報酬は貴下の決して望む可きものにあらざる也、と余の演べんと欲する所果して幾何の利益を本會に與へ得んや強ひられて眞に困り居るや

教授イリイ氏家族の疾病あるに碍へられて參會せられず、余は今や其空席を充たさる可らざるに至りぬ、余素と菲才にして教授代理の任に堪へず是れ余の頗る躊躇する所以なり、余若しマリー教授の席上に立つ能はざるも或は執上に立つを得ん歟、

此席上にて文章を読み或は演説をなす事若し前以て知れ居りしならんには歐洲監獄視察日記年報書等を預め調査し以て諸君の需に應ずる事を得たりしからん、然れども事茲に出でず倉卒の際何の準備もかくして其責に當るは眞に不恙なるを免れざること余の痛心措く能はざる所なり、斯る有様なれば余の手扣

○病監及避病監手術場死室

當分監の病監は敷地の北隅に丁字形の病監にして入口の右翼は外科病監左翼内科病監及重病患者室に満て合して十四室總計百八十三坪に跨り内二室は診察所及看護夫房に満て實に百三十人の患者を入るゝ。餘りあり規模擴大云ふべし入浴場は裏手に有て通常の疾病と傳染性病とを區別して入浴せしむ避病室は病監と隔離し五室を有す堅固にして充分に避くるを得る死室は板張堅固にして一屍毎に部内を洗滌する爲め其中央は流を附し若し解屍を乞ふものあれば其用に満つるを得る實に監獄の衛生及醫學的の進歩至便と云ふも過當にあらず聊か所感を述べて參考に供せむと爾云

「ユニテリアン」派機關週報記者エス、ゼー、パロス博士往年歐洲各國監獄の實況を視察せらる、偶々客廠セント、ポールに於て北米合衆國監獄大議會を催さるゝに際し研究の結果を演述せられぬ、所説其の梗概に止まると雖ども頗る見る可きものあるを以て拙文を顧みず譯述して讀者の瀏覽に供す希くは諒焉、

も報告書も悉く家に遺し置き只だ手にせしものは流車中にて讀ん爲め携帯したる一箇の「ブ、ユーブツク」あるのみ、以是余が述べんと欲する所は單に監獄事情の梗概を以て満足せざる可らず、監獄の員數、分房の容積、食事の獻立表、若しくは精密周到なる報告の如きに至つては余の敢て能くする處にあらざるあり、

余が歐羅巴に向て發程せんとするに臨みマサナユセツ州監獄協會員ある余の一友余に語つて曰く「バーロース」君よ歐洲に往かれなば監獄より避け給へよ」と蓋し余が既に大西洋の北岸に在る監獄は殆んど殘らず巡察したるを以て最早監獄の探視は止め給へよとの意味ありしならん、夫れ然り、惟ふに歐洲監獄視察の疲勞を免かるゝ事を得たりしなる可し、然れども若し余が歐洲旅行中監獄を巡視せざりしからんには「インスピレーション」の多量を失はん事を遺憾ありとせり、余の出立するに先ち我中央政府及州廳の推薦狀、外邦に於ける我公使館等より添書を携帯せり、斯くせしは監獄觀察に時を省き保證狀を示すの勞を免かるゝの便あればなり

余は先づ意太利に於ける監獄視察より始めん、

ヴエニス 抑も中世及近世に於ける監獄状態の差異
舊思想と新思想の監獄改良上に於ける變化を適當に
比較せんと欲せば先づ舊を意大利國ヴエニス府に托
くるに若かず、蓋し新舊の分子混交して尙ほ此府中
に存在すればなり、余が希望は往昔ジョン、ハオル
ドが觀察せし如き舊監獄を觀ん爲にあらざりし也、
新思想を代表する新監獄を見舞はん事にて有き、若
し夫れハオルドが觀察せし如き舊監獄に至つては既
に其跡を英佛兩國に絶ち單にヴエニス府に存せりと
云はざる可らず、諸君の知らるゝ如くヴエニス府サ
イスの橋梁を渡り大運河の下にある深き地下獄「ヂ
ウカル、パレース」の如き現時意大利人すら恐怖畏
避する監獄をば誰が觀察せん事を欲せんや、余の希
望は如此舊監獄にあらずして新監獄にあればなり、
この監獄は昔より數多の諸侯及政治犯者の處刑せら
れし處あり、即ち往昔罪囚處遇の不正慘酷ありし實
證を後世に示す紀念標にあらずして何ぞ、嘗に意太
利のみならず全社會に於ける麗然たる文明の美花道
徳及智識界の皎々たる星光に對する不正の宣告たる
を顯はす者たるを知らずや、
之に反して我儕若し小舟に掉して大運河の彼岸に渡

囚感化監獄にあるの精神は同しく此の監獄にもある
なり、又たジョンソン夫人に匹儔するの人物なきに
あらざることを、約言すれば凡そ建築は見るに足ら
ず、組織は完備せずと雖も善良有爲なる此監獄の
典獄の如きは却て外觀美にして其内實空名のみなる
監獄よりも遙に好事業を完成しつゝあるを確信する
也、

フロレンス余は意大利國中大監獄の一つなる監獄を
フロレンスに於て觀察せり、この監獄には我米國西
部の人々が他部に於ける經驗實歴を折衷利用し得る
か如き便利を有せず現存し居る古き建築構造を其儘
使用するにも拘はらず、新思想なる感化監獄の精神
を有し第十九世紀的基礎の上に新監獄を建てんとせ
り、余はこの監獄の制度并に人物に付き感嘆惜かさ
りし也、

ローマ府、意大利國監獄を觀察せし者は必ずやロー
マ府新監獄に付き談話を試むるならん、余の歸國す
るや典獄ライト教誨師ミリガン氏は余に問ふに此監
獄を見たりしや否やを以てせられたり、蓋し兩君は
前きにローマの監獄を觀察せられたればあり、余は
特に見物料を拂つて此監獄を縱覽する事を得たり、

らんか熾乎として十九世紀の文明あり、之を見る者
誰か愉快あらざらんや、抑もヴエニスの此岸には電
信電話機若くは小蒸氣船の外十九世紀を代表する文
明の事物は一もあるなし、然れどもヴエニスの彼岸
に達すれば監獄内すらも亦た十九世紀文化の光澤を
顯せり彼と此に於ける文明の異同を視ること實に
一大快事たる也監獄の構造は舊態を遺して其目的を
達くるに不適當なる可しと雖も精神上頗る見る可
き者ありて存す、即ち親切、友愛、同情、及規律の實行
せられ居ることなり、而して其規律は懲罰的からず
して改良的なりとす、在監者は雜居制の下に毛氈、
蓆、及これに類する物品を製作するを日常の役業と
なし、又た多少の工錢を給與せらるゝあり、等しく
是れヴエニス府あれども此岸と彼岸に於ける文化の
差は如何に莫大ならずや、此處に在る女囚監獄は羅
馬教の尼連の管督に屬する者なり余素より此の監獄
を以て我マサチュセツ州シユーボルンにある女囚
感化監獄に比較する者にあらず又た、此監獄司獄官
を以て、我典獄ジョンソン夫人の如き事務の智識練
達及統御の才能に富める者に對照する者にもあらざ
るあり、されど余は敢て言はん、我シユーボルン女

諸君の知らるゝ如くジョンハオルドはローマの美術
館を見ざるを以て大に世の批評を受けし事あり、美
術は彼の事業上格別の利益を有せざるが故なる可し
然れども余は「ヴァテカン」に往き「アホロ、ボルデ
ウイル」をも見んことを欲したり、蓋し余は以前此れ
につき多少の研究をなしたればなり、余は或事情に
依り「クワイン、オプ、ヘーヴン」監獄と美術館の何
れか其一つを撰はざる可らざる境遇に際會しければ
遂に監獄を觀察する事に決したり、「レギナコエレ
ー」監獄の構造は元來寺院を變造したるものにして
今尙ほ聖母アリアを祭りし精神を監内に遺存し居る
を見たり、而して該監は漸次改造せられ現今に至り
ては新思想を代表する雜居制の監獄として歐羅巴各
國中尤も美はしき監獄の一となりぬ、意大利人之を
模範的制度として誇稱するも故なきにあらざるな
り、該制度中に新思想の分子少からず、一二の例證
を擧れば囚人は殆んど一日の需要を充たし得る程の
工錢を其就役に對して給與せられあるなり、素より
精密つに比較する事を得ざれども之を米國の制度に
比照せば其の及ばざる事數等なりと謂ふ可し、意太
利人は希臘人の如く粗少の食糧を以て満足し得るも

の如し、而して日々監獄より給與する糧食は甚だ不充分あれば餘分の勞役に就き別箇に工錢を儲けて不足を補ひ得るやう獎勵するもの如し、かゝる工錢を以て日々の食糧、酒、などを購求し得るあり、彼國にて酒を飲用する事恰も吾人が牛乳に於けるが如し、

余は又た美はしきハドリアン邑を去る程遠らぬツリボリーにある新設感化監獄を巡視するの特權を得たり、此行頗る愉快なりし、余は途次今も昔に變せざる佳趣逸美を裝へる彼の瀑布を見たり、該村の古跡を探討するは管に考古學上の快味あるのみならず新設感化監獄の視察は吾人をして如何に新意太利の舊意太利に異なるやを目撃せしめ感發轉た切あるを覺へしむ、該監獄には我米國感化監獄にて囚人を處遇管理すると同一の精神を以て在監者を處遇せり其典獄は新思想の人にして司獄官は務めて簡人的感化力を以て囚徒に接近す是れ余の最も喜たる所なり、若し昔日「ママルテン」監獄に拘禁せられし使徒パウロ再來してこの新設感化監獄を視たらんには彼が宣傳せし福音の遂に失敗に歸せざりしを喜あらん、誰か之を疑ふ者あらんや、該典獄は在監者の運動す

多く見出すが如きなり。

それ、かくの如く述べ來り。善人惡人との在ることを曰ふに達したるのみにては、未だ問題に答へたるに非ず。これ、日々、人の能見るところあり。故に、善は、惡人よりは善人多きか、或は、その反對あるかを知らざるべからず。これ、總ての國に於て、精密に爲すこと能はざるべき統計なり。然れども、余は、到る處殊に日本に於て、善人の甚多數なることを曰ふに於て、毫も疑ふところなし。

若、こゝに多衆の集合ありて、これに他人が、その善及び惡の極端なる感覺を、れのれと相共にせしめん事を務むる者を、相續ぎて、取出さば、或一問題に充分答ふるを得るに近からん。

若、こゝに、かの二種に於て説論するものありて、辯説の同じ才能、感覺の同じ熱心、所爲の同じ方法を以てせんと假定せんに。余は思ふ、善義、正直、勇氣、愛國等に向ひて説く者は、必、不徳、怨惡、暴行、恐怖、我慾等を説く者よりは、最早く、且、最充分に、その聽衆を悅服せしむべし。然らばこの時に方りなほ、人は惡あるよりむしろ善なるべし。

余は、今、已に反對なる情慾の爲に煽動せられたる二

る實況、慰樂室、運動場、教場、及授職學校など悉く余に示されたり、惟ふに該監獄の我米國感化監獄殊に歐洲大陸に聲譽を博せるエルマイロ感化監獄に負ふ所實に莫大なりと謂ふ可し、
(未完)

●人は生れながら善なるか、はた、惡なるか。(續)

この社會の狀態に於て、余は、好んで人は惡あるよりむしろ善なりと言はんとするあり。然れども、人のこの善は、純粹に自然的、且根原的に非ず。これ人類社會の結果なるのみ、而て、人は、必この社會をさす爲に創造せられ、且これのみは、實に人の善とあり惡とあるを定むる者ならん。

若、今、最進歩せる開化中に於て、人を研究すれば。余輩は、その善の最發進したると共に、その惡なる自然の情慾も、最強く鼓舞せられ、且これを過ぐる手段の最増加し、又、恐らくは最易きを見出すなるべし。

これ、大都會に於ては、徳と不徳とを、二ながら、最多く見出すこと又博學者と無學者、富者と貧者との如く、總ての極點を、總ての中間の度と共に、最

の集合を假定せん。一は、已に美且壯なる情慾盛んにして、一は、これに反し、怨惡、憤怒、或は復讐、或は恐怖の爲に激せられたりとせん。

この時方り、余は思ふ、たどひ、かの一に向ひて、辯者が、その善なる感覺を講り、これを轉せしめん事を務むるも、俄にこれを變じて、惡とからしむる事は甚だ難かるべし。恐らくは、能はざる事なるべし。然るに、かの激怒して將に最極の暴行を爲さんとしたる群衆が、正直剛毅なる、且正義と眞理とを受する一念が與ふる雄辯を以て、抑制せられ、温和且寛仁なる感覺に引戻さるゝを見ること屢あり。然らばこの時にも、人は惡あるよりも、むしろ善なりと言ふべし。如何となれば、決して善なる感覺より俄に惡に移ることなく。これに反して、惡より善に、憤怒より温和に、怨惡より慈愛には、しばし、且、易く、移ることあればあり。

終りに方り、こゝに、一箇人を研究せば。その中、即、余輩各箇を別に取出さんに。社會に集りたる人の全体中に存する者を、この中にも、見出すが如し。即、全く一時に、善且惡ある事なり。

凡、人は、唯全く善、又は全く惡あるに非ざるのみな

らず。又、不徳より多く徳を有する者、或は、徳より多く不徳を有する者あるのみならず。各箇人は、交々、徳と不徳との時を経過するが如し。その居る場所、これを圍繞せる事宜、或は、他人と相互の關係との影響により。一箇人中に存する善なる性質は、或は發達し、或は衰微するあり。又、惡ある性質は、或は減し、或は増すあり。而て、この變化は、時としては速に、時としては遅く、且、知れざるが如し。時としては繼續し、時としては一時なり。

已に久しき以前に、余輩の國の一賢人曰へるあり。「人は波動せる、且、種々の造物あり。」と。これ、恐らくは、余輩の問題に答ふる爲に、尤眞實なる者なるべし。

余は思ふ。されば、人はその性惡なりと言ふは、これ、これを誣ふるものなり。又、その性善なりと言ふは、これに諂ふにもあらず、又、これを欺くにもあざるなり。畢竟、人は、若常に善からずとするも、常に善とざるを得べき者なり。これ、かの、徳義上の齊整を備へざる總ての動物に、優りたる證據なり。

それ、人は、これを善に導き、又、これを惡より轉ずるに、其力ある二の天然なる誘導者を備へたり。こ

(ギリシヤの大學者)プラトンは、第一番に。最能く曰へり。

「人はその性好和にして、且、その教育善なりしかば。總ての動活、物造中、尤温和なる者なり。かれは殆神聖なり、然れども、若、その性惡にして、その教育はこれを正すに足らざりしならば、總ての造物中、尤兇暴なる者なり。」

されば、余は、最初の答の如く結論せん。

人は、一般に、その性善なり。而て、生活中の境遇に關せず、惡となるよりは、最屢善に止まる者なり。

その性惡なる人は例外なり。而て、これも、幸なる場合に在る時は、善人と相近きことも稀ならざるなりと。

人の性善の爲、即、人の最多數の爲に、余は、こゝに、有名なるイギリス旅行者リヴィングストン氏の證明を表するを得べし。世界中、殘る處なく、尤野蠻なる地方をも經過して、北極の氷中に死去せしが、(余の爲したる發見の價値は如何にあるとも、みづから尤貴重なりとして、認むるものは、地球上に存在せる最良なる人の多數を證明せりといふ事な

れ、その道理と、その心情となり。即、その才智と、その感情とあり。この二の誘導者は、宗教中に集められたるが如く見做さるゝを得べし。即、道理の知らしめ、心情の愛せしむる最極の動物(神)を信ずることこれなり。

齊整の方法として、人は、その同輩と相通ずることの天性を備へたり。即、現在には、談話と書記とに依り、過去には、記憶と歴史とに依るあり。

又、人は、宇宙間に於て行ふべき務の感情を備へたり。凡、一般に、その運命は、唯この生活のみにて終るに非ずして、別に、惡人の罪せられ、善人の賞せらるゝ他の世界ありとまで信するなり。これ、他の尤齊整したる動物にても、受くる能はざる莫大なる恩恵なり。

嗚呼、人、若一般に惡ならば、善に向ひ、最良に向ひ、遲延になりとも進むことあかるべし。却て、大步して、遠に惡の中、最惡の中に進むべきに非ずや。」嗚呼、然らば、禽獸は、進歩せざるも、下落せざるが故に。人は、却てこれにも劣るに至るべきに非ずや。」嗚呼、さて、人は、創造中の秀逸物に非ずして、却て、萬物中の一妖怪たるべきに非ずや。

り」
と曰へり。この注意は、實に、これのみづから、最良なる人に非ざれば、爲すを得ざる注意なり。(終)

雜 報

●巢鴨監獄落成式

去る明治廿四年五月始めて工を起し、爾來五年の星霜を経て東京警視廳巢鴨監獄支署は此程落成し去る十九日午後二時落成式を舉行せり當日の來賓は清浦司法總長内務の兩次官蜂須賀貴族院議長三浦東京府知事園田警視總監在京中の各府縣知事内務省各高等官大審院和訴訟院裁判所の判事檢事近縣常置委員其省監獄課員東京府屬府會議會警察官近縣常置委員其他新聞社員及監獄に緣故の會社員等五百餘名之に監獄署員等を加ふれば無慮千名に餘りたるへし式は右側監房中央看守所の第二階なる教誨場に於て行はれたり第一園田警視總監祝辭を朗讀し第二典獄山下秀實氏當監獄工事監督長として當監獄の計畫に就き府會との關係及び爾來の工費沿革を略述し次に技師妻

木頼實氏は本監獄に關する經費構造工事の主要を演述し殊に構造に就ては歐洲に於ける構造の原則と對照して一々其異同と述べ最後に經費の不足府會との關係より獨居房制を設置すること能はざりしと且服役場を監房に遠かしめたるは本工事に於て遺憾とする所なる旨を告げぬ是より府會議長芳野世經氏祝辭を朗讀し次に清浦司法次官は良民鉅萬の資を投して財産身体に大害を與へたる犯罪者の爲めに此宏壯なる監獄を建築するは嘆息の至りに堪へず然れども犯罪は傳染遺傳兩性を并有する惡疫と等しく益々増加して止まらざるを以て然は社會は幾多の費用を厭はず檢疫豫防費を投ずると同じく監獄に費用を出さざれば得て罪犯を豫防すること甚だ難し本監巨額の費用を以て壯宏なる構造を完成したるも亦此謂ひなり如何に法律立派に出來裁判欠くる所なしと雖も監獄之に伴はざれば刑の目的を達すべからず刑の目的は罪囚傳染を撲滅するに在り即ち之を撲滅するは實に司獄官の責に屬す然れども不完全の監獄を以て完全の執行は期する能はず今本監は已に完成を告ぐ若し此利器を有し猶奏効なくんば老大國の速射砲甲鐵艦を有しかから一敗地に塗るとぞ等し願くは此大建築を

して阿房宮ならしめ唯本監に獨居房なきを遺憾とす然れども老練なる典獄并に署員あれば追々在囚を減し將來此雜居一房に一人宛收禁すも尙は空房を餘すに至るや期して俟つべし尙は今日は府縣知事常置委員等も臨場せられたれば因に一言す監獄は一ヶ所のみ完成したるを以て其効を奏すべきにあらざる願くは各府縣續々改築の計あらんことを希望す云々と演説し次に松岡内務次官は裁判の公明と罪囚の待遇法との關係を陳へ已決囚の教育教誨作業は大に慎まざるべからず監獄制度の完全あるは即ち刑を無刑に期する所以ありとて司獄者に勸告する所あり且萬國監獄協會の意見たる分房制の利益を説き本監獄の此制を取らざりしは遺憾なりし云々同次官は演說中急用出來の趣にて大略に演了し去られたるは甚だ殘念にてありしも是にて式は一先終り來賓一同は各所觀覽を了へて餘興には第六工場に於て看守及府下各警察署巡查の三十餘番の擊劍あり大廣場にて監獄署員の綱引あり午后五時退の立食の饗應ありて一同散會したり今山下典獄妻木技師の演說によりて當監獄經畫構造の主要を述べんに抑も本建築は監獄制度改良の必要によりて明治廿三年始めて成案を定め翌二十

四年妻木氏は技師長となりて歐米の圖案設計に據りて同年五月起工することとなり總坪數六萬二千八百八坪建築坪七千〇九坪六合にして此工費合計前後通しと四十一萬三千圓に上り内國庫より十萬圓の補助ありし工事は意外に拂取り頗る廉價に仕上りたるものにて先づ同監獄新道の正面ある表門は高さ三十四尺巾外部鐵内面櫺の扉を以て開閉し門上の高所は看守の見張所とあし劈頭第一囚徒の膳を塞からしむるものあり外圍の煉瓦塙は原則には高十五尺以上あり十五尺にては三人の肩車にて乗越し得る虞あるに付本監は高さ十八尺とし此延長九百〇四間あり外圍の四隅には高見張所を設けて囚徒脱走の万一を警備する仕組なり門内の右側には病院あり此監督務所を合せて三百六十六坪餘正門より衝き當りて事務所あり同所を中央にして左右に五方形の二棟あり是れ乃ち已決監にして三階あり二階は六百名を容るべき教誨場にして三階は幼年囚の教育場に充てらるべきもの房數は凡て三百五にして五人入りと七人入りの二種ありて七人入りの房は奥行十三尺巾十四尺高さ十六尺又五人入りは奥行十三尺巾八尺高さ十六尺あり囚徒一人の容積は概して歐米に比すれば少しと雖も

彼我の制度を異にし我監の囚人は晝間房外に出て役業するを以て少害なしとす而して兩監房共に五方形の中央には中央看守所なるものありて一人にて五方形の様子を見ることを得るなり右監房の後部に八方形の建築物ありこは山下工學士の監督に成りて前部は炊室後部は浴場なり炊室は一種新發明の構造にて一火にて飯、汁及び湯を同時に煮沸するを得るものにて此沸騰したる湯は直に流れて浴湯に出づ浴湯場には四槽あり各槽區隔をなし一區一時に數十人を浴せしむるに足る此建物の後部に一煉瓦塙を隔て六棟の服役工場あり總坪數二千三百八十二坪なりとす之を要するに構造の完全輪奐の宏壯官舎宿舍の用意周到なるは日本監獄の鼻祖にして歐米に對して毫も恥づる所なしと雖も分房監の設備なきを以て嚴分禁は勿論階級制をも執行する能はざるは識者の共に遺憾とする所なり構内敷地に充分餘裕もあり引續分房の計畫あらんとを希望に堪へず猶當日朗讀したる園田警視總監及ひ芳野府會議長の祝辭を得たれば左に掲ぐ

○祝 詞

明治二十八年一月十九日警視廳監獄巢鴨支署建築其功を竣る乃ち朝野貴紳の貴臨を辱ふし茲に之れを落す抑も當署は監獄石川島支署に代ふるものにして夫の石川島支署たる其位置固より以て罪囚を置くべきの所にあらざる且つ其房舎たる寛政二年舊幕府の營造に係り設備宜しきを得ず加ふるに年所を経るの久しき漸く朽腐に属す是れ則ち移轉と新築の止むを得ざる所以なり本廳風に茲に見るあり乃ち明治二十一年其移轉を計畫し之を府會に諮る府會亦翕然其舉を賛同し之か費額四十三万餘圓を議決し而して國庫も亦十萬圓を補助せられたり是れに於て地を此巢鴨に相し工を二十四年に起し爾來五年茲に始めて成るを告ぐ規模の宏壯なる構造の嚴整なる獄制百般の改良に於て大に便宜を與ふるのみならず亦罪囚をして自ら反省の念を起さしむるものならん蓋し當署をして此に至るを得せしめたる所以のものは他なし政府獎勵の篤きと府會議員諸君の翼賛の切なるに職由せずんばあらず是れ小官が深く銘刻して措かざる所なり今より後署員と共に夙夜匪懈益獄務改良の實を舉

○祝 詞

け以て國家に報答する所あらんことを期す聊か卑言を述べて諸君に謝し且今日の典を祝すと云ふ

警視廳監從四位 園 田 安 賢

刑を無刑に期し訟を無訟に化すとは何の謂ぞや聽訟其事を得彼其罪に當り畫地の獄猶入らざるを議し刻木の吏皆對せざるを期し忠孝俗をなし信厚風を移し上に對して不敬の罪を犯し國に關して非舉刑に陷らん其餘身体財産に至り篤行相持し亦敢て法に觸れ罪に罹らず其德以て禽獸の小に及ぶ是を以て刑措の文運蓋し 聖世を表する虛稱の語るあらざるを知れり明治維新帝都東に遷り王政の業細大皆揚り貴戚の邸榭鸞聖相列し市家か塵鋪丹碧相接し物皆之に伴ふて文運の化に應し官衙の符舍亦其觀を一新す唯石川島監獄のみ寛政の舊体に依り久しく新營の議に上らず十九年其制の今日に適せざると其地の築港に關するとは以て終に其議を唱ふ越二十四年地當り議決し翌二十五年内務大臣の認可を得始めて其工を巢鴨の東に與し構造精を盡壯嚴觀を極め勳聖丹聖輪奐相映し茲に其落成の式を舉ぐるに至る是當局者經營の

功と府民贊助の力に成ると雖ども抑も 聖世運を啓き下を悠み其罪を憎て其人を憎まず殆んど貴戚良民を待する厚きを以て之を遇し哀憐懲愆苟も其舊を棄て新に就き卒て以て貴戚良民の域に復せんと欲する至仁實に之を致すと謂ふべし

世或は言はん監獄の壯觀は刑措の景象と相反し決して 聖世至仁の文運を表する所以にあらず何ぞ小舎陋室を築き固圉空虚の景象を垂ざるやと是文運の虛名を貪り潜逃私逸上下相賊ふの實禍を遺すの言のみ然れども監獄に不祥にして景奐のものにあらず今此の不祥の壯觀を以て直ちに紋し懲の感に當しは其感果して如何ぞや畫地の獄刻木の吏猶且然り假令下未た遽かに右趾の格に達せざるも上其恩の以て縲紲被刑の徒に及ぶ至仁の聖化に由り不祥終に變して景象の壯觀となるやも知るべからず誰か巨額の財を一監獄の新營に資し勳懲輪奐も徒らに不急の壯觀を極め保文刻鈞澁りに無辜の良民を毆り獨り固圉充滿の不祥を表するに供せんや

吾此の壯觀に對し深く茲に感ずる所あり來臨の諸君幸に吾が言を以て迂となさず吾と其感を同くし共に 聖世の至仁を奉戴し廣く警懲の威を推さば所謂刑

措の文運豈に此の監獄に望みあしと謂はんや因て特に茲に斯の語を擧げて以て巢鴨監獄落成の今日を祝す

明治二十八年十月十九日 東京府會議長 吉 野 世 經 (完)

●八木秀太郎氏の任官

會て宮城集治監典獄たりし八木秀太郎氏は退官後塵事を小田原に避け海國を友とし専ら筆硯に従事せられつゝありしか征清の役起るや豫備陸軍藥劑官として第二軍に隨ひ各地に轉戦し頃日無事凱旋せられしに今回突然奈良縣典獄に任ぜらる抑も氏は監獄有數の名士再び斯道に従事せらるゝこととなりしは我輩大に心を強ふするを得たり

●出獄人出迎

近頃出獄人の出迎最も盛を極むる傾向あり其甚しきは數十百臺の腕車を轆らせ揚々得々として敢て恥る所なし而して彼れ出獄人の罪質を問へば賭博、破廉恥罪の如きものあり素より道德心に乏しき此輩の所爲況や別に制裁の途なしとは云へ在監中の教誨又は放免の際に於て注意を與ふることゝせば自然今日の

如く甚しきに至らざるべし當局者一顧を要す

新聞紙の所置

監獄は他の官署に比し内部の事情最も漏れ易く隨て較もすれば思はざる醜聞を傳へ大に迷惑を感ずることあり彼の針小棒大を常とする地方新聞の如き現に事實に於てあり得べからざる事柄をも得々之れを記して憚らず當局者に於ても其措き難き事件に就ては一通り是正の要あるは勿論なりと雖ども若法律の正面に立ち極端の所置に出づるが如きは大に思慮すべきものからん何とあれば法律の制裁に依り一時は鎮懾すべしと雖終に再び火の手を揚げ批難攻撃前に倍し一々之れを相手にせば日も尙足らざるに至らん此の如きは策の得たるものならず故に極端の所置は可成之れを避け一方には彼れ惡口の種を蒔かざらんとを警誡せられんこと新聞に對する上策ならん聊か感ずることあり茲に之れを記す

階級制は如何

我邦の監獄は階級制度を採り之れに依て行刑の目的を達すべしとは前の典獄諮問會にて内定せりと聞く然るに未だ該制の發表を見るに至らざるは固より種々の準備も要せらるべく殊に該制度に必要な晝夜

分房夜間分房等は幾多の費用に關係し地方費支辨の監獄悉く之れが準備完成を告ぐること到底二三年の業にあらざるべしと信ず依て現今之れ等の監房を備へたる集治監地方監等に對し特に先づ該制の施行を命しなば一は試験にもなり又一方に向ては改築を促すにも足りかん其筋に於ても目下準備中との噂さもあれば兎も角發表の速かならんことを望む

女監取締の試験採用に就き

看守採用規則を改正せらるべしとの噂あるに付此際希望を述べんに、そは序に女監取締も採用法を發表せられては如何男性と女性の區別こそあれ均しく戒護を任務とするのみならず女監取締は寧ろ學識技能人品を精撰せざれば女囚の懲戒を全ふすべきにあらず宜敷試験暫約法等を規定すべき必要なや如何又女監取締の定員法は實際に困難あること何れの監獄に於ても同感なりとは相寄れば必ず云ふの狀態あり此際最も序に改正あらんことを最も切望に堪へざるなり

領置貨物拂渡受出宛名に就て

在監人の領置貨物は監獄則第八條に依り典獄悉く點檢して之を收納したる上該會計官吏に交付して各保局者宜敷速に設備の學あらんとを企望の至りに耐へず今や廿九年度地方豫算編成の期も切迫の折柄に付ては此際斷行を過るに於ては又々一年を空ふするの虞あり聊か注意を乞ふ

女監取締の補員に就て

女監取締の定員は拘禁婦女廿五名以下は二名を置く成規なるにより小監獄に在ては二名を採用し其勤務は一晝夜交代を以て常に一名勤務せるとせり而して此出勤し居る一名を以て四人監及拘留監を守衛し万般の取締即ち監内の巡監、在監人并監房常置器具等の點檢、行狀の觀察、配役、作業の督勵、科程の了否調査、新入者の身体衣服の搜查、及監房出入時に於る衣服身体等の搜查、守門、工場器具器械、浴湯等の取締、戒具の點檢、食物配與、衣類其他給與品の受渡、接見所、教誨の立會、病者に於る注意、理髮及上圖、訴願書信認、上に於る看督、并に自書する能はざる者の代書等列記し來らば殆んど際限なく監獄取締に關する一切の事總て一名をして辨せしめざる可らず就中接見の立會も他自身上圖等の如き場合に於ては在監人の現在を離れて職責を全ふするの注意なかるべからず實に普通人間の爲し能はざる大任

監獄には藥局を設くべし

監獄に藥局設置の事は數々登載する問題にして追々設置せられし地方も之れあるべしと雖も未だ其設けなくして地方病院若くは監獄醫より購入するの地方不少趣なり個は獄務改良の今日不容易の事柄にして此弊や經濟上は勿論治獄の上最も大なるものあり當

なり而して此兩名中一名若くは兩名事故により欠勤するが如き事あらんには監獄は如何して此取締の事務を辨するや他員即ち看守をして之か代務を爲さしめ能はざるものとせば止むを得ず平時に於て無給の補員一兩名を撰定し置き正員病欠若くは全く欠員の場合に臨み直に採用せらるゝこととせば敢て不都合なからんや敢て當局者に質す

●新築監の囚徒

本月十九日落成式を舉行せられたる巢鴨監獄は其後石川島監獄支署の囚徒移送に着手し廿六日まで悉皆收禁せり尙當新築監は大凡二千人の囚人を拘禁すべき豫定ありと聞く

●門戸墻塼

監門の壯宏嚴重なるは外觀的贅裝の爲めにあらず入監人をして此門に入れば最早惡謀を働らく餘地なしとの觀念を喚起せしむる必要あるに因る外圍墻塼の高さ一丈五尺にては三人肩車にて踰越することを得是れ皆歐洲監獄構造の原則云々とは妻木技師長巢鴨監獄落成式に在ての演説以て門戸墻塼の忽諸に附すべからざる一斑を知るべし

の囚人の食 待従の舌に上る、聖政の澤、教誨の大材料

◎秘訣 三文の懸直も爲すべからず、是則、議會の信用を得て、意旨を達するの、秘訣と云

◎昔典獄 今は機工の囚人、其人は誰ぞ、乞ふ之れを福島縣に問へ、余輩、明言するに忍びず

◎三百萬 の剩餘金は、消へて跡なし、恰も、愛子を失ふと同感

◎公平の配當 を得ば、年度末に限り、無暗に、出張せしむるの理あらんや、屬、警部の、ヲ餘り、頂戴は、ナト感心せず

◎支那の中秋 は彼の國の祝日、上海地方官、此日罪囚に、錢貳百宛を質すと、獄制不備の一斑を知

◎フタマタニウマオクレ とは、局長巡視の際、北老より、劍路に送る、飛電、即、落馬の恐なき、荷馬を送る、是「二股ニ馬送レ」の誤解、近頃、彼地の一笑柄、兎角北地は、馬話多し

◎威張る 奴鳴るとは、新聞が、監獄受付に送る、套語、事、些事に似て、些事に非ず、乞ふ、蟻穴を防け

●當局者を喚起せしむ

監獄は此東京のみ完成したりとて行刑の望を全ふするを得ずとの題意を以て特に府縣知事并に議員等へ注意を與へたる清浦司法次官の演辭は將來斯道の爲め幾多の裨益を喚起せしめたるものと信す

●坪井課員

同氏は九月廿九日を以て徳島、高地、香川愛媛の四縣へ出張せらる其用向は普通監獄巡視の外何か調査を要する事項ありや否天候少しく不穩を告ぐ

●有松内務書記官

同氏は關内務屬を具し本月十九日俄に馬關へ向け出張せられたり其用向は時節柄警察に關するものゝ如し

●幻夢

道 樂 生

◎制札 を監獄門前に建てよ、曰く、他局部の老物、入るべからず、と

◎典獄の候補者 を内に求めん乎、過去の實勢を一看し來れば、書記、看守長、萬解の涙、流れて大河とやらん

◎賤の緒た巻 繰返しては、亦、繰返す、時代狂言を休めて、百年長計と題する、新演劇を試ては如何

問 答

前號本欄中廢眠主人とあるは廢眠主人の誤り

●疑問

在東京 廢 眠 主 人

(一)囚徒逃走罪に付て再犯を以て論ぜざるは如何なる理由ある乎

(二)被告人の精神錯亂は公訴權の執行を停止すべきものなる乎

●問題

在東京 淵月庵主人

(一)被害者の許諾は犯罪の構成に影響を及すべき場合ありや若しありとすれば其場合及び理由如何
(二)擅に人を制縛し水火震災の際其制縛を解くを怠り因て死傷に至らしめし者の處分如何

●質疑

和 山 生

(一)看守囚人護送中偶々他の外役場より逃走囚あるを聞知するや果たして眼前民家に潜伏する姿を認めたるときは之れか捕獲の手配或は助力を爲すべきものなりや又た爲すに及はざる乎

(二)惡漢無賴の徒にして毎所爲減食暗室等至らざる所なく處罰するも少しも効驗なく日夜發聲他房の妨害あるを以て得意とするものあり之れか遇四方の明案を垂教あれ

●質問

在中國 東 海 逸 史

(一)懲罰執行の四人に入浴するとを許すは懲戒の旨趣に戻る所ありや若し入浴するとを許して懲戒の旨趣に戻るをせしむれば第四十貳條以下に規定せる何罰に處せられたる者に之を許す可きや
(二)賞表四個を有せる囚人獄則を犯し貳合減食五日間賞表貳個を剝奪せらるゝとせば該懲罰執行中彼に給與すべき食糧は半麥食を給與すべきものあるや果た四六の麥食すべきものなるや(各地方其規を一にせずして區々なる扱ひ在るやに聞く)逸史之を考ふるに斷して四六の麥食を給與すべきものにあらざる也何とされは如何に彼か獄則を違反せしものなりとは云へ未だ全く剝奪せられたる者にあらすして尙は貳個を有せり然るに之に四六の麥食を給與し其懲罰を執行するか如きは行刑上穩當ならざる而已あらす獄則の許さざる所にして殘酷に涉るの嫌ひあり敢

へ得可からず

人は各事を探るには分割あり其分割を越へ之れを爲さんか謂所越權の所置(少しく過言)たるを免れず越權の所置を爲さば其責大なり今東海生の質問を若し出來得るものと云ば之れ即ち越權の所置なりと云ふも敢て經言にあらず然らば如斯き場合は如何ある所置を爲し可なるやと云ふに至りては余は只其現狀を其監典獄若くは看守長に申告し以て其取調を仰くの至當なることを信して疑はず然れども事急にして其申告するの暇なきが如き場合は只之れを取押へ置き直に申告の手續をなすも敢て遅しと云ふにあらず宜しく其時季を失せざる様注意するは最も緊要なり乞ふ讀者諸子他に高論卓說のあるあらば執筆の勞を垂れ給はん事を

●答第六卷第九號癡眠主人

東海生之質疑 和 山 生

余の淺學素より諸賢の満足を期す可らずと雖も聊か卑見を述べ會友の情を温めんとす

答癡眠主人

(一)逃走已遂とは發意、豫備、決行、の三要素の完

て大方の諸士に問ふ教誨の目的は單に囚人及び懲治人をして改過遷善の道に趣かしむるに在るや果た他に求むる所の目的あるや滿天下の教誨師諸君幸に垂教の勞を玉はれんことを

●東海生の質問に答ふ

婦 久 多 子

本誌第六卷第九號に東海生なるものありて甲縣監獄看守偶々乙縣監獄に事務視察として出張を命ぜられ該構内巡視中に房中の囚人の利器を包藏せるを認めたり右に就ては利器を取押へ事實を取調ふると出來得るやと云ふ質問を掲げられたり余聊か愚説の胸中に浮ふあり以て質問者参考の端に供し併せて識者の明教を仰く

論頭一番余は之れを取調ふると能はざるものと斷言するものなり何とされば其出張巡視看守は無論看守の資格を以て巡視中ありと云へ其の監獄に於ては毫も關係を有せざるものなり然るに在房中の囚人利器を包藏せるを認めたりとて之れを取押へ其事實を取調ふるが如きとは俚にいられ他人のヨコヨコ世話と云ふが如きものにして決して其當を得たるものとは考

- 成を期すと雖も本問の如きは該既未遂の分界に就き研究せられたるものゝ如し果して然らば逃走已遂とは居房のときに在ては房外に脱出せしとき又た房外に在りしときは監獄構外に脱出せしとき及び外役中に在ては此役場を逸出する等苟も限定線外に至りし時を以て已遂とす
- (二)正當防衛の權を如何となれば正當官吏か已に犯人と認め之れを捕獲するに當りては仮令々狀なしと雖も之れに拒捕せば所謂拒捕罪の成立するど同一事實なればあり
- (三)未決囚逃走の場合即ち仮令原犯無罪に歸すと雖も逃走罪の成立するや更に疑ふべきものなし
- (四)檢事公訴の當事者たるや亦た疑を容れず
- (五)抗告裁判所の手續に在ては所謂受命判事をして取調を爲さしむるを以て正當の手續とす
- (六)特別監視に違背せしときは別に刑法の制裁あるを問がす因に記す或は法の欠點あらん乎
- 答東海生
- (一)斯る場合は宜しく乙縣なる相當官吏に移牒するの穩當なりと雖も右等の隙なきときは直に犯人を取調ふるは勿論之れを爲すべき義權あるもの

と信す

(二) 逃走囚に邂逅せし場合は仮令看守奉職中にあら
ずと雖も正に其犯人たるを確認したるときは捕
縛する権あるものとす彼の刑法に何人に不拘重
輕罪犯を認めたるときは捕縛するの権あるを以
て見るも明かなりとす

●癡眠主人に答ふ

在信濃 溪

洲

(一) 囚徒逃走罪の已遂は何れの時なるかと問はる
已遂は文字の示す如く已に逃げたる時を云ふなり囚
徒は何の時と場所とを問はず時も檢束の範圍に拘
禁せらるゝものかり然るを殊更に其檢束の範圍を脱
し拘禁を免れしときは即ち逃走なり本問の如きは考
一考せば自ら氷解すべし
(二) 逮捕官吏犯人を逮捕せんには現行犯の場合を
除くの外令狀なくして逮捕するを得ず本問令狀を
携帯せずしてとあるは即ち非現行犯にして令狀を要
すへきに其令狀の携帯もなくして逮捕せんとせし場
合ならん果して非現行犯人に對し令狀なきのみなら

ず不法にも暴行を用ひ逮捕せんとせしとあらば憲法
二十三條に反背する不法の所爲なり斯る場合には其
逮捕を拒み其暴行を防禦する正當の權利なり猶一步
を進め現行犯の場合其他令狀を携帯して犯人を逮捕
する場合に於て犯人速に且穩かに捕に就くにも不拘
暴行を加ふるあらば其暴行を防禦する是又當然のと
なり

(三) 未決の囚徒入監中逃走し原犯の無罪となりし
とき逃走罪は罰するや否にあり余は問罪するに躊躇
せざるなり抑も逃走罪は原犯の有罪無罪に依て成敗
するものにあらす逃走罪の成立や入監中なると逃走
せしとの二條件を以て構成すればあり

(四) 第四問は實義者の意見の如し

(五) 抗告裁判所に於て抗告の取調中附帶犯にして
未決豫審を受けざるもの又は其犯の起訴を受けざる
ものあるを發見したるときは相當檢事をして起訴を
なさしむるの外抗告裁判の進行には影響を及ぼさ
るなり

(六) 特別監視に付せられたるもの之れに違背した
るときは刑法第五十五條により處分するなり本問

捕することを得るなり

●癡眠主人の質問に答ふ

在大阪 洋々 散士

癡眠主人は本誌第六卷第九號に於て六個の質疑を試
みられたり散士固より淺學あれども聊か之が解答を
試みん

(一) 囚徒逃走罪の已遂は何れの時なるか此の疑問は
事實問題にして其の場合に依り區別せざる可か
らず然れども未遂罪の場合は刑法百十二條に依
り犯人意外の障礙若くは舛錯に依り未だ逃げざ
る時即ち此の二個の場合を除くの外凡て已遂罪
とす可きなり

(二) 逮捕官吏が令狀を携帯せずして暴行を用ひ犯人
を逮捕せんとするとき其の者に正當防衛權を
行ふことを得るやと云ふにあり散士は此の場合
には正當防衛權なきは勿論刑法第三百九條の宥
恕ともならざるものと思ふ何となれば正當防
衛權發生の要素中危害の切迫なること及不法の

特別監視に違犯したるものに付き監視規則違犯を以
て論すへからざる如く主張するものあり予は斷して
其失當論たるを認む既に主刑満期となり監視に付せ
られたるもの其規則に背くときは容赦なく處刑せら
るゝ況んや未だ刑期限内にありて假りに出獄を許し其
取締として特別監視に付せられたるものなり前者は
輕く後者は重し其重き特別監視に違犯し處分の制裁
なき理あらんや法理已に然り況んや大審院の判決及
監視規則違犯を以て處分すへき其筋の訓令あるに於
てをや敢て疑を要せず

●東海生に答ふ

全

(一) 甲縣看守乙縣監獄へ事務視察として出張し構
内巡視中在房囚人の利器を包藏せるを認むるも之れ
を取押へ取調ふる等の權利はなきものなり

(二) 乙縣看守市中散歩中偶々甲縣監獄を逃走せし
囚人を認めたるに即時に捕縛するの權ありやと問
はる如斯場合には看守として捕縛する職權を有せず
囚徒逃走は其逃走中は繼續犯なり即ち現行犯なるを
以て官吏の職務を離れ刑事訴訟法第六十條により逮

攻撃なること等は要素中欠く可からざるものなり然るに本問題の事實は此の二個の要素を何とすれば逮捕せらるゝは危害の切迫と云ふことを得ず且つ不法の攻撃とも云ふ可からず何となれば其の身犯人たるの嫌疑あるものなればかり且つ又逮捕せらるゝも生命を失ふが如き憂なきものなり依て本問の場合には正當防衛權發生せざるものなりと思ふ

(三)本問の要旨は未決囚徒逃走罪を犯し原犯無罪たることは如何と云ふにあり散士以爲らく此の場合には逃走罪のみに就て處断す可きものと思ふす何とされは刑法第四百四十四條の數罪併發例を適用せられたるは重き刑のみを科するの主旨なり然るに原犯無罪となりしときは二個以上の犯罪なきを以て數罪併發例を適用すること能はずと思ふ

(四)檢事は公訴の當事者なるや散士は本問題の主旨を了解するに苦む何となれば公訴とは檢事が社會の代表者となりて訴を提起するを名けて公訴と云ふ然るに檢事が公訴の當事者なるうとは更に其の意を解する能はず依て散士は爰に發題者

する處の議論を讀讀せば蓋し思ひ半に過ぎん明治廿年五月卅一日特別監視違犯に付大審院の判決

大日本監獄協會雜誌第四十六號通信欄に群馬縣典獄福原三篠君より埼玉縣典獄山室元吉君に對し特別監視違犯の件に就き答へられたる書簡あり

全雜誌第四十七號に右取消文あり

警察監獄學會雜誌第三卷第五號

論說欄に特別監視規則違犯者處分方に就てと題し 福原三篠

監獄雜誌第三卷第十二號寄書欄に特別監視規則違犯者處分に就てと題し 洋々散士

全雜誌第三卷第十三號に特別監視違犯者處分に就てと題し 水沼寒生友勝

同卷第十五號に於て特別監視違犯者の處分及假出獄停止に付洋々散士の感を解くと題し

如夢居士 全雜誌第四卷第三號に於て特別監視違犯者處分に就て如夢居士に一言すと題し

の意思を推測し假りに問題を變更して之が解答を試みん即ち檢事は訴訟の當事者あるか散士は答て云はん無論檢事は訴訟の當事者なり何となれば刑事の犯罪は社會の安寧秩序を害するを以て檢事は社會を代表して訴を提起する原告官あり恰も民事の原告人と同一の地位にあるものなるを以て當然訴訟の當事者と云ふを得可きなり

(五)抗告裁判所に於て附帶犯若くは起訴を受けざる共犯者あることを發見したるときは如何す可きやと云ふにあり此の場合には抗告裁判所は其の抗告せし犯罪のみに就て審理する權あれども其の他の起訴なき犯罪若くは附帶犯に就ては審理するの權なきものと思ふす依て此の場合には抗告裁判所の判事は其の新に發見したる犯罪に就き檢事に告發せば可なり

(六)本問は特別監視に附せられたるもの之に違背せし時は刑法の責任如何と云ふにあり此の疑問は既に本誌に於て群馬縣監獄福原三篠君の寄稿及散士の寄稿其の他甲論乙駁茲に再度論するの必要を見ず

依て爰に之を略す然れども參考として左に列記

洋々散士 全雜誌第六卷第四號に於て特別監視違犯者處分方に就てと題し 洋々散士

本誌第六卷第九號誤植有之付如左御正誤奉願 候

十四頁上段十一行目 故は歟の誤り

二十一頁上段二十行目 試は誠の誤り

十月三日

警察監獄學會支會御中

癡眠主人に答ふ

在東京 潤月庵主人

(一)本問は囚徒の其離る可らざる場所を逃走するの意思を以て離れたる時は本罪の已遂なりと云はざる可らず蓋し本罪は囚徒か國家刑罰權の羈絆を脱するに因て成立するものとす故に囚徒か其居る可らざる所を赴きたる時は已に刑罰實行權を脱したるものなればなり

(二)本問の如き時は素より防衛權ありと論せざる可らず蓋し逮捕官吏と雖も現行者にあらざる限りは令狀なくして人を逮捕する事を得ざるなり若

し非現行者を逮捕せんとする場合には必ずや令狀を有せざる可らず若し令狀なく人を逮捕せんとする時は其行為を稱して正當な國家の權利を實行したるものとすを得ず況んや加ふる暴行を用ひたるに於てをや如此き不法も亦た甚しき行為の現在切迫し避く可らざるに於ては固より防禦權ありと論せざる可らず蓋し正當防禦權の條件具備すればなり然れども説者或は曰はん防禦權を行ふものは必ず不正の所爲により自ら暴行を招きたるものに非ざるを要す然るに本問の如きは犯罪たる不正の所爲によりて暴行を招きたるものたれば從て犯人に防禦權なしと是れ一理なきにあらずと雖も凡そ非現行犯ある時には果して其者が犯罪者たるや否やを裁判なき以上は斷言する事を得ず其判決の結果始めて兩者何れかの定まるものとす故に未だ其判決あらざる限りは直に之れを觀て犯人なり不正の所爲をなしたるものなりと斷言するを得ざるべし從て不正の所爲より暴行を招きたりと云ふを得ざるべし故に其暴行を受けたる者に於て是れか防禦權あるは當然の事なり

(丙) 檢事は已に起したる公訴を停止するの權なく亦た上訴を停止するの權なし

是等は皆公訴權の檢事に屬せざるより生ずる當然の結果なり從て公訴の當事者は社會にして檢事に非ざる事明なり

(五) 元來本問の如き場合には特別の規定あらざるを以て單に抗告裁判所は檢事に之れを告訴し其請求を待て始めて是れが取調をなすを得るなりかく併合して取調ふるは一事件の判決の矛盾を防ぎ事實發見を容易からしめ費用を節減する等の利益あればなり

(六) 此場合に於ける違反者は刑法上何等の責任なきものとす蓋し刑法は嚴に比附援引するを許さざるは多言を要せざるなり而して刑法第五百五十五條に所謂監視に附せられたる云々とは單に通常の監視のみを指示したるものにして特別監視は此内に包含せられざるや明けし何とあれば刑法第二編第三章第四節には附加刑の執行を運るゝ罪とあり然り而して我刑法に於ては特に明文を設けて附加刑の種類を掲げり(第十條)故に此種類に屬せざるものは之れを以て刑法上に所謂附

(三) 此場合には逃走罪を罰すべきものとす何となれば凡そ未決囚徒なる者は元來未決拘留したるのみにて未だ之れを目して罪人なりとするを得ず從て逃走するも罪なきか如し然れども法律の此未決中被告人を拘留するは刑罰執行を確實にし證據湮滅を防ぎ事實發見を容易ならしむるが爲めなれば若し其未決中被告人逃走せんか假令原犯無罪となるも已に國家の捜査權を害したるものたれば其逃走罪を罰せざる可らざるや明けし(四) 公訴の當事者は社會にして檢事は單に社會に代て之れを行ふに過ぎず蓋し刑罰權は元來社會之れを有す從て是れか權利を實行する公訴權も亦た社會に屬するや明なり然れども社會は素と無形人なるを以て必ずや之に代て行ふものなる可らず故に檢事は社會に代て之を行ふものとす今公訴か檢事に屬せざるより生ずる二三の結果を擧ぐれば

(甲) 檢事は公訴權を他人に譲渡するの權利なし
(乙) 檢事は起訴の前後に不拘公訴權を拋棄する事を得ず

加刑と謂ふを得ず故に特別監視は附加刑に非る事亦た論を俟たず然らば刑法第五百五十五條の監視に附せられたる云々の内に特別監視の包含せられざるや明なり何となれば第二編第三章第四節は單に附加刑の執行を運れたるもののみを罰する爲めに設けられたるものたればかり故に特別監視に附せられたるもの之れに違反するも之れを該當せしむる正條なきを以て刑法上何等の責なきなり

寄書

寄書端篇

○看醫四使役に就て

y h 生

聞く其監獄に於ては監獄官が定時の診察をなすに當ては看醫四を留務所に呼び來らしめ外部の創傷を洗滌治療すべき患者を之に委し一切の療法(洗創して後縫合)を施さしめ看醫四適當の役業を認め處末も之を疑ふ者なしと
嗚呼之れ何等の怪事なるや看醫四をして醫務の補助をふさしめ看醫四其者の役業を認め抑々も之れ何の理由に基づくか推考するに之れ實に其因由あるべからず即ち其監獄の如き口に改良を叫ぶと雖も事未だ醫務に及ず醫務視察の如きは之を眼界外に置き單に昔日の陋

習を因襲し来ると共に一般規律の失墜するに因るものならん當路者等に反省する處あらば之れ實に監獄界の慶事ならん一言憂心を呈す

○幼年囚人及懲治人の處遇に就て

又某監獄に於ては幼年囚(十六歳未)全別房留置人及懲治人は總て之を同一の工場に集合服役せしめ又同一の教場に於て就學せしむる等常に同所に雜居せしめ毫も之を區別を設けず

若し果して此説をして信ならしめば之れ監獄則第一條及第十四條を無視せしのみならず實に刑罰の本旨に悖戾する甚だしき者ならん即ち幼年囚の如きは之れ地方監獄に拘禁すべき者にして懲治人は懲治場を留置すべき者なり然るに某監獄の如く明文に反し區別なく之を雜居をなせば刑法敢て之を區別をなすの必要なのみならず隨て裁判官又之が區別を爲に及ばざる者ならん余憤をきて其監獄を酷評せしめ毫も憚る處なからしめば之れ當局有司は五里霧中に彷徨して刑罰の執行をふしつゝあるなりと曰はんのみ豈に痛嘆に堪ゆへけんや當局者須らく猛省して可なり

○拘留監及地方監獄の區別に就て

又聞く某監獄に於ては拘留監及地方監獄に増設を設けて區別せざるのみならず甚しきに至ては被告囚人と相隣して起臥し通聲交談憚る處なからしめ尙文信室問所の如きは區別なく凡て同一の場所を以て之に宛て囚人被告人を混合せしめ意氣揚慶たり

嗚呼某監獄の如き何ぞ惟はざるの甚だしきや或は曰はん之れ老朽不全の監獄にして建築其當を失し今日急に之を改築する能はざれば又止むを得ざるなりと然れども深思熟慮せば亦何れか改築をのみ之れ望まんや事務の改良や部分の改造を以てせば監獄則の主旨をして十分ならしめざるも略々全からしむるを得へし之等は宜く當路者に

●世の卒先家も亦司獄官にあるか

聖知 吉野 真矢

予元警察に職を奉り警察の大目的即ち犯罪を豫防し社會の秩序安寧を保持し民利民福を増進するにありテテ趣旨を服膺したり然れども其當時にありて予が常に心とせざるもの寧ろ消極的の運動のみにして所謂行政警察豫防警察の業にあらずして人を見れば若し失れならざるは是れならざるか手貼の場裡に逮捕狀の人相を比する等犯人を捕へて功名を奏せんと欲するに致や汲々日も尚ほ足らざりし然るに一家の事情に轉署の煩繁なる警察に敷く居るを容さず去て此の監獄に奉職する事となり以來年一年を積み細かに監獄の軍狀を偵察し因情を穿ち見れば實に過去何年の間警察にありしとき注意の足らざりしを觀するなり

局外にありて集治監々禁の囚人を見る猛惡非道殘虐も嘗ならず故に改過通善は固より望む可らず逸すれば斬すかし永存は國家の不利益なりと云ふ慘酷なる暴想を以て見るものなり實に獨り予のみならず北海道の輿論を代表する新聞紙上尙ほ無慘の論説を散見する處のもの多し新開地北海道に集治監を置く可からず拓殖の土極惡多難なる重罪人中の極刑者は宜しく千島の北端に放逐し移住者の増加を計る可しと夫れ此の如く監獄を知らざるの世間否な同情相憐の情に乏しきの民人あらんとハ罪は罪なり然れども生れなからぬ罪なるものはあらず共に生を得て 皇土に生れ時々活動躍に立て踊るべき有用なる人間としなむるものなるを豈に思はざるの甚しきものならずや

事休已に如此ものなれば監獄費の國庫支辨の議を訴ふるも馬耳東風敢て是れも無理ならず出獄人保護會のあらざるも亦無理ならず今の世間は到底我々味方にあらずるものなるなり

博愛公義なる先輩の諸子予が本紙上々嘆聲を發するものなるの中に實に今回程深く感ずるものありて嘆ずるものあらざるなり請ふ試みに今之を述ん予先般暇を得て第二の故郷鶴都へ遊び諸友を訪ひ過去の古往喜來の事々々其向きによりて語る事も聊く事を得たり然るに諸子予が斯くも遊訪するの間に集治監の事件は如何に消息し居るや行刑上は如何にと案事問ふもの皆無のみならず偶々監獄談に涉る事あるも囚人の惡術に長ずるものなるを窺ふて舌を巻さしものなるにさまり犯罪の種子として視るべき貧兒不就學者地獄の集獄遊樂の繁昌飲食店の増加遊野郎の徘徊私娼兒の繁殖少年の増加するものあるを見以て監獄以外も立振はざる可からざる者あるを知らざりし故に予は云ふ人若し札幌の繁盛を稱するならば否な札幌の天地は妖雲漫々將に汗流を以て充たされたりと斷言するに躊躇せざるなり風俗的慈善事業も僅かに數ふに足らず軍人家族保護會土人保護會禁酒會初生なる幼育學校位にして貧兒學校も孤兒院も救濟院も出獄人保護會も唯だ營利的に監視人引受宿を個人に營むものあるに過ぎず彼の基督教日曜學校すらも信仰ある父兄の子弟を教める位にして可憐の貧兒少年等を誘導し世に教ふの實踐なきを認めらる世間の裡に身を没し饑饉に泣くものを驅くるは世を救ふもの、本領立派なる輿機仕度をして彼の憐れなる人々身を疵つる人々教育なき頭是なき人々々々引き付けて將來のナイチンゲール若くはリンコンを造成する事到底難かるべし

題に止むるものならずなり今や全國四方の罪囚なるにも拘はらず年々歳々二千有餘を増加を見つゝあり方さに此の勢ひを以て猖獗を極むるときは我が國の前途知る可く且つ憂ふ可きの限りならずや予は殊之を感ずる處なり出てやヨシ此の社會の長睡を破り是非ともに諸子と共に力を一にして働くものとせしむる事を思ふものなり監獄事業に隨伴して起る處の總ての事業且説き且勸誘し且つ先達者となり彼等囚人の如きは全く罪を濯脱して早く此の牢獄を出てしめ産を興へ業を樹け社會の惡交際を絶たしめ完全なる人間となりたるものなるを幸に知らしめ二度此の門に入るの危險なからしむるの任務をも果たすにあるを思ふべきなり

普天の下卒士の民共に生を愛する處の予等王臣隣邦と正義の戦をなし一瞬の孤平一を加へて百且千なるのみならず億も尚ほ足らざる千古未曾有世界になき大勝利を得たる結果も言わされば却て言わさるの優れるの變則的條理に辨られ時に人知れず北方の空を睨て憤慨の涙に染るゝもよし

今後尙ほ偉大に日本の影版を求めば獄界の事尙ほ進て膨脹且大勝利を博すべし勝て勝て打貫くべし蓋し之を博し之を送げんと欲せば必ず先國家的事業所謂其根本を強堅にすべし内は乞食貧兒少年浮浪の徒の増加するは國貧弱の徵、公娼私娼の繁盛私生兒の増加を見るは風俗壞亂の徵、不就學兒童の多きは教育不振の徵犯罪者及再犯者の増加を見るは獨り當局者よりも寧ろ社會の眞正に文明ならずして萬事に幼稚なるの顯象を示すものに外ならざるなり

左らば獄務家は司獄官は如何に敢て之を云はざるも已に諸子の知る處

ア、卒先……卒先……諸子と諸子は此の冷淡なる社會に卒先して

嗚呼諸君世間は已に如此無頼者なり況んや犯罪防遏の事は是等が間

如き其所爲固より惡むべしと雖も然れども明治二十八年の今日に至る迄警察監獄の監督者、從來の待遇法を改良する能はずして而かも逡巡看守の權利者をして囚人の待遇の感あらしむるは抑も亦誰れの責備が吾人は監督者の爲めに遺憾なき能はざるなり地方の人士以て如何とす

監獄作業に就て

在網走 岩倉 矢一

恒産なき者恒心なし恒心なき者則ち犯罪の種族を成す犯罪と職業とに密着の關係を有する監獄の作業は囚人をして出獄後之に由つて産業を得せしむる生産的自活に足るの作業を授けしむるに出獄期に近づきたる者則ち刑期五分の三を経過したる時は如何なる場合に論なく必ずしも是種の作業を賦課すべきことを強令せられたり作業は囚人の心情及行狀を感化改良し且つ之をして他日社會に有用なる一良民として還歸せしむる上に於て最も有功なる要具とす其理由は一にして足らずと雖も之れに由つて懲戒規律の嚴正を期し且つ囚人をして之れに習熟し從て作業の快樂を惹起せしめ人は作業に従事せざるべからざる義務を有するとの感念を起ししむることを要す施行細則第四十五條に曰く
定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三ヲ經過シタルトキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト認ムルモノヲ指定スヘシ云々
本條規定の旨趣を解するに當り論者或は刑期五分の三を経過せざる者は自活の道を得るに足らざるの作業を課するの精神なるか如く論し或は作業を以て懲戒の一具となし或は單に事業の都合に依り囚人自身の關係も考慮せしめて作業を變更するが如きとありと

んか折角を得たる技藝も忽ち之を忘却し偶々刑罰の滿るに至るも彼れが痼疾たる習慣放肆の惡習慣は全然再發して衣食の窮迫は再び彼れを驅つて鐵窓の下に日月を送るの餘暇なきに至らしむる事實の歴々証明する所なり
作業は苦痛則ち懲戒の存する所にして之れに據りて勞せざれば食する能はざるに至理を悟り終に樂んで人生自然の本務を盡すに至るの慣習を養成するは勿論監獄實用の如き凡て之れ社會市民の膏血よ成る所の租税にあらざるはなきを以て監獄に於ては可成の良民の力據を輕減する方法を講究せんばあるべからず其方法に至りては種々ありと雖も要するに單刀以て其用を成し一個人として生計の道を得せしむるの業を探り避け得らるる限り成るべく團體的事業を施行せざるの注意を爲し至正嚴肅に彼れをして寸毫の餘暇を與へしめ一意専心作業に従事せしめたらんには獨り彼れが出獄後自活軌道たるのみならず刑の執行上囚人を感化正感化するの一手段なりと信ず敢て明識の士に教を乞ふ

當局者に一二の希望を述べ

南筑邊 偶生

一監獄の改良
獄務の改善は如何にして其目的を達すべきや斯の道の人々汲々として講究しつゝある今日なるが予輩則ち亦其方案なきにあらず請ふ少く卑見を陳述することを得せしめば幸甚々々
如何に當局者が奮勵一番改良全案を計るも監獄の大目的は元是罪惡の徒をして適當感化せしむるにあれば獄中に監禁するの罰を以て十全ならしむることは實に容易の業にあらずなり況んや刑期の短少

期間なる或は習慣犯の如き囚人に於てや去れば内外相應して救済する處の方法ふくんば恰も人体に右手を有して左手を欠ける不具者は等しく到底安全なる身体と云ふこと能はざるなり故に刑期中即ち獄内に在りては嚴正なる規律の下に運動せしめ滿期後即ち獄外に在ては恰く一視同仁の博愛に生活を得せしむるにあらざるよりは夫れ或は他に真實あるなからん乎果して然らば如何に此の方案をして運轉活動せしむ可きや蓋し内部の檢査上に於ては當局者業に已に鋭意熱血を盡て愈るなきを以て只外部に向て汎く監獄思想を惹起せしむるの一段なりとす而して我國民多くの部分に利餘のものを見るに恰も蛇蝎の如く當に避惡忌憚するのみならず未だ夢にも幻にも觀念なき監獄事業の何物たるやを知らしめ以て同情を促すか如きは眞に至極中の至極なりと雖も然れども決して望む可からざることは速断すべからず何となれば至極の事業を爲し遂げんには幾多の辛酷刻苦を嘗め且つ百難を排除するの勇氣を以て其冠を達したるもの點々乎として之が實例に乏しからざればなり試に思へ我國の衛生に教育に勸業に其他各科の文物制度が今日の發達を來したる所以のもの豈初めより今日あるを得んや必ずや依て來る處の原因なる可からず熱心憤ふに之れが原因たりしもの實に大小數多の機關即ち或は協會或は懇談會又は新聞雜誌又は演說會等の是等の團體が小には町村大には都縣に組織せられ種々なる方法を以て幼稚なる人心を誘導啓發し遂に其媒介は年月を経過するに従て漸々範圍を擴張し智識と經驗とを積み重ねたる結果に外ならざるべし如斯現況を呈したる主動力は當局者の勞亦大なるべしと雖も詰り官民の思想一致より進歩したるものと謂はざる可からず之を見て之を見れば何ぞ獨り監獄事業に限り外部の思想を喚起せしむること能はずと云ふ理あらんや予輩は此の

業に世に容れられざりしを嘆せんより寧ろ世人をして斯の道の爲に觀念を發動せしむべき適當の機會と機關の見るべきものなきを悲まざるべしあらざる也偶々彼の出獄人保護場の設備なきにあらずと雖も之れが範圍は甚だ狹隘にして被保護者に制限あるを以て最大の目的を遂行し得べくもあらず故に企望も満足ならしむる能はざるのみならず之れが成立の原素を探究すれば或は事情の關係より所謂表面的慈善家及び當局者間に僅く結合せられたる薄弱の實體なるに依り斷續常ならず殆んど是安するを得ざるの感あり加之ならず各處未だ開設の運びに至らざるもの十中の七八を占め一方よりは囚人の數年一年より増加するを以て旁道に刑餘者の爲め國家の爲め善後策を講究し之を實行するの必要に迫られり是れ予輩が卑見として汎く世人に監獄思想を注入し國民の大部分をして刑餘者に親近し同胞相憐の眞理を了得せしめ從來の夢幻を覺破するの眞實たるを信する所以なり然れども前途甚だ悠遠にして且つ非常の困難に遭遇すへし來れ困難何物か一步を進めば一步の利あり曷ぞ困難の爲に正理を狂げんや幸に他日國民の多くが此の好運に傾斜し來り諸般の文物制度と並び立つの時に至らば内外の救済其平衡を保ち犯罪は漸次減少し頻年七萬人の在監者三百萬圓の監獄費は之を語らんと欲するも只一夕の昔話に歸せんのみ豈い快ならずや予輩切に望む適當なる方法に依りて各地共に外部に向て監獄で打撃を加へ又外部の刺撃を迎へんとを續は本項に付ては稿案を再せん欲す
二教誨
適當なる宗教的教誨を誤解して動もすれば全然佛者の說教視するものなきにあらず而も其甚しきに至りては個人的教誨外に終始尊尊の有意味を説き或は單に安心立命を演じて得たるものあり故に監獄

教誨堂は善男善女を集めし寺院の觀を呈し普通の説教と教誨と僅に口調の差あるのみ又は單純なる理論に拘泥して信教は各自の自由なりと監獄管理上之を拘束すべからずとし教誨堂に佛像を設置せざるに係はらず教誨師其人は純粹なる眞宗僧侶として而も佛教を説けり生ける僧侶は或は信教の自由を妨くとするも死せる佛僧は何の働きかなん易り知らん佛僧は只教誨堂の尊嚴を保つべき一の物体たるを右に共に教誨としては極端に偏倚したるものと見るより外なかるべし

三事務上の管理

監獄の管理は獨り戒護に止まらず諸般の事務上に於ても嚴正なる規律の下に運動せしめざるべからず然らざれば往々處務の滯滞と誤謬とを免るゝ能はず例へば事務の取扱上に付き實問を發すれば甲乙兩者の答辭全く齟齬を聚すか如き點にあり得る處の事實なり畢竟從來の慣行に基きたるものにして此に一定の手續なきより星移り人變るに從ひ自然斯る不都合を生ずるに外ならざるべし

看守の責任及其待遇に就て

三池 筑 峯 生

夫れ監獄事業は技能の専門の事業なり之れに従事する司獄官は終生涯を職務の爲めに犠牲とするの決心覚悟なかる可す要するに司獄官に必要な資質體能は經驗に富み諸般の事項に精通熟達するにあるなり殊に囚人に接する看守に於て最も然りとなす蓋し看守の職務たる職務百般の基礎となり神髓となり原動力となり實に重要な活機關たり其囚人に接するや常に嚴肅慎重なる態度を保ち其違反犯行を認知するに當ては沈黙深慮も假借なく之れを叱責し以て國權の偉大神聖にして容易に侵害すべからざるを示し其病者老者に對しては心裏憐憫の至情を注ぎ國家が其罪を償て其人を惜まざる博大なる公愛心の存する處を知らしめ其可憐なる幼年囚に對しては師となり嚴父となりて適當な啓發誘導せざる可らざるものなり其天職の高き其責任の至重至難なる夫の此の如し有爲の士にあらざれば對之れが任

務を全ふするを得ん故に監獄改良上人物の選擇は實に最大緊要として決して輕忽ならざるべきを信するなり
然り而して客歲以來看守募集の廣告類々各地新聞紙上に散見せり然るに今聞く處に依れば看守志願者例年に比して著しく減少を見加之應募者の人物學力体格甚だ劣等にして其欠員を補ふに足らず然れど止を得ず之れを採用して定員に滿て一時の急を補ひつゝありと吾人は監獄事業の爲に深く之れを悲む何んぞなれば人物濫用の弊害は其關涉する處一時に止まらずして永遠なり一時は忍ぶ可しと雖も永遠の害弊は除去すべからざるものあればなり今や監獄事業は形式的皮相上の改革より將に根本的眞成の改良に向はんとす謹勉方正心事の尙なる人物の需用は日一日より必要欠く可からざる時機に際し然かも前陳の如き現象を呈するは監獄前途のため喜ぶべき趨勢にあらずるなり日清戦争の餘響として多少斯々の結果を生したるに相違なかるべしと雖も元來看守の位置増進は甚だ卑く其労働は極めて繁劇に尙ほ之れに酬ゆる處のもの亦固て厚からず世の俊茂の士が進て就くき快心の美項にあらざる何人も信して疑はざる處なり然り然らば則ち今日の憂獨り人物なきにあらず唯た之れを得るの難きにある乎否之れを得るの難きにあらず之れを過すの方法宜敷を得ざるにあるなり看守の待遇に就ては蓋し其俸給の最下給を八圓となし稍々其程度を高められたるにせよ方今社會生活の度合より比し餘まり豊かならざるのみならず動もすれば目前の生計すら支持する能はざるものなきにあらずるなり已に内顧の虞あり其職務に堪ならんと欲するも得べからず況んや或る一定の年數を経過するにあらずれば拾圓以上の俸給に進む能はざるに於てをや事實已に此の如くなれば常に看守の定員に欠乏を告げ適任の人物を得る能はざる蓋し怪むに足らざるなり吾人は當局者に切に希望する處のものあり何や特別俸給の範圍を擴げて新進路を開かれんこと即ち是なり吾人の希望にして果して實行せらるゝあらんか適任の人物に富むは勿論老練の士は益々奮て身を職務の爲めに盡瘁するに至り職務上一段の活氣を添ゆるに至るべく當局者宜敷茲に傾心留意せられんことを吾人の願ふ所なり

●教誨叢書第四十六輯目錄

十月分 定價四錢 郵稅五厘

教誨

樺戸 原 胤 昭

宗傳

東京 護 川 教 殘 花子

溫故知新話

東京 熱からざる電氣

山崎開齋 (上) 老人の立志者 紅海近傍の颶風

長壽秘訣十則 板垣伯爵の人生三誠 (挿圖)

牛の子別 四歳の小兒万里を旅行す (挿圖)

毒婦の改心 世間の人鬼なし (挿圖)

ねむり 余は生涯敵を造りしと無し (挿圖)

鏡に對する狗 清露 心の聲

大鹽平八郎

先人追影録

●本書の代價及爲替

一冊金四錢郵稅五厘の割を以て幾冊分にてても前金御拂込に従ひ配送可仕候。爲替は同情會宛にて樺戸郡月形郵便局へ御振込可被下候

●官衙の御注文 各官衙及各官吏方よりの御注文は御都合により後金にて御送り被下候とも不苦候。各官衙への納本に對する代金請取書案は御指圖奉願候

●代價御拂込を乞ふ 本書代金御拂込未済の御向は乍御面倒至急御送金被下度第四卷末月にも際し候間本年十二月分迄併て御拂込被下候へは計算上大に便宜を得申候

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシメテ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌
●全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ 前金五錢五厘(全上)
●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ
●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
●雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
●通運便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治廿八年十月三十日發行

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)

發行人兼編輯人 磯村 貞
發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
支會 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明治